

三郷市都市計画マスタープラン (全体構想素案)

令和 2 年 10 月時点

目 次

第1章 都市計画マスタープランとは	1
1. 目的.....	1
2. 位置づけ・役割	2
3. 計画期間	3
4. 想定人口フレーム.....	3
5. 都市計画マスタープランの内容と構成.....	4
6. 将来のまちづくりに対する意向の把握.....	5
第2章 全体構想	6
1. めざすべき将来都市像	6
(1) まちづくりの視点.....	6
(2) まちづくりの目標.....	20
(3) 将来都市構造	22
2. 部門別まちづくりの方針	27
(1) 土地利用の方針	27
(2) 道路交通体系整備の方針.....	34
(3) 社会基盤施設の整備方針.....	43
(4) 防災・減災まちづくりの方針	49
(5) みどり・景観まちづくりの方針.....	58
(6) 生活充実まちづくりの方針	67

第3章 地域別構想

1. 地域別まちづくりの方針の趣旨
2. 地域区分
3. 地域別まちづくりの方針
 - (1) 彦成地域
 - (2) 北部地域
 - (3) 早稲田地域
 - (4) 中央地域
 - (5) 東和地域

第4章 都市計画マスタープランの推進に向けて

1. 基本的な考え方
2. 市民・事業者・行政の役割
3. まちづくりの意識高揚と活動の支援
4. 都市計画諸制度の活用
5. まちづくり推進体制の充実

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）として、市民の意見を反映させながら市町村が定め、また、市町村が定める都市計画はこれに即していくことが制度化されています。

「三郷市都市計画マスタープラン」は、これに基づき、三郷市をとりまく時代潮流の変化や市民ニーズ、まちづくりの課題を的確にとらえ、ゆとりと豊かさを真に実感できるまちの実現に向け、将来あるべき都市像やまちづくりの基本的な方向性を示すことを目的に策定するものです。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針：都市計画法」

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

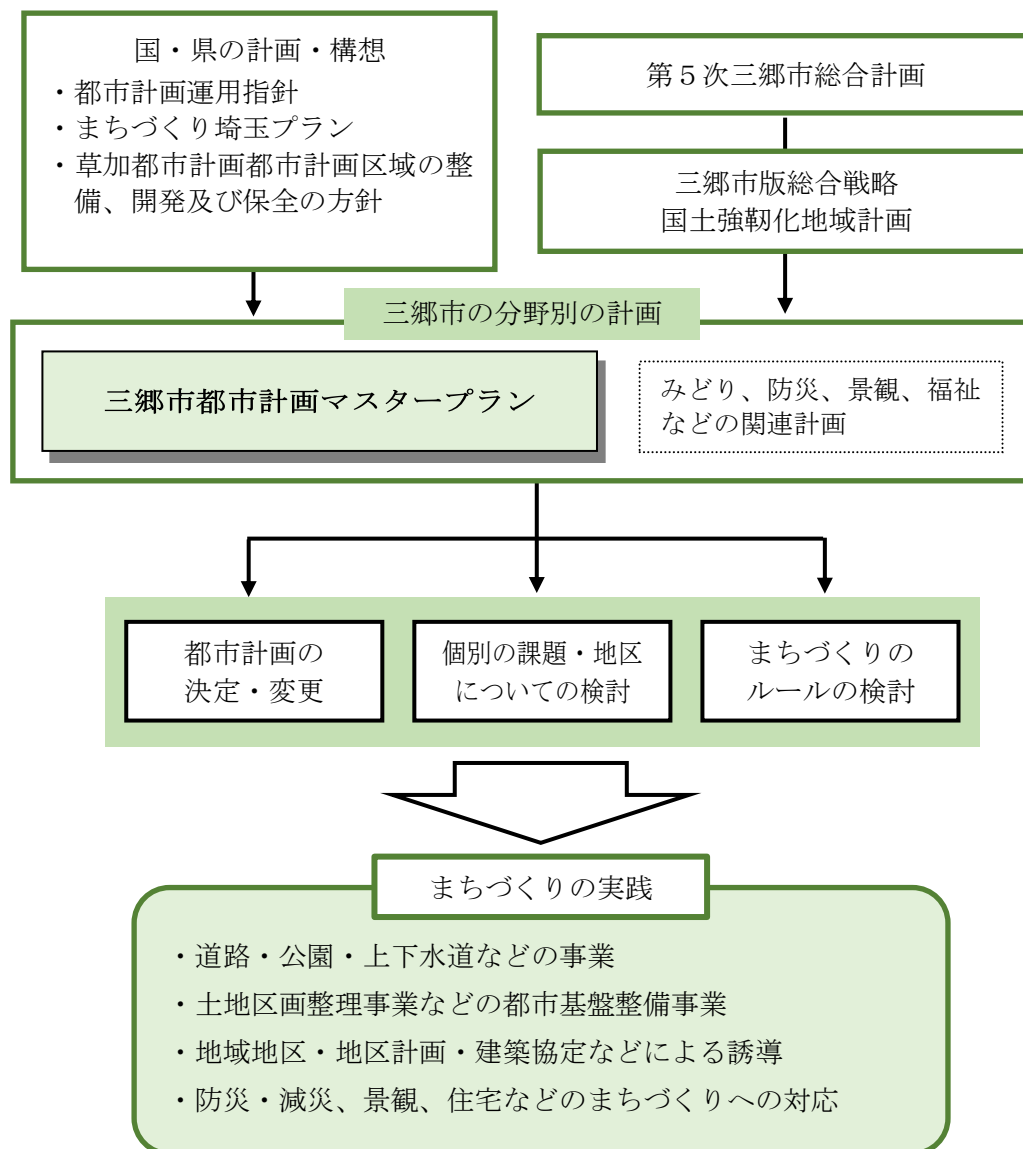
2. 位置づけ・役割

「三郷市都市計画マスタープラン」は、市の総合的な構想である「第5次三郷市総合計画基本構想」や国・埼玉県計画・構想に即し、都市計画の視点から施策の方針を示すものです。

また、都市計画を決定・変更する際や個別の課題・地区について検討を行う場合、まちづくりのルールを検討を行う場合の指針となるものです。

さらに、市民・事業者・行政が共有するまちづくりの指針としての役割を果たします。

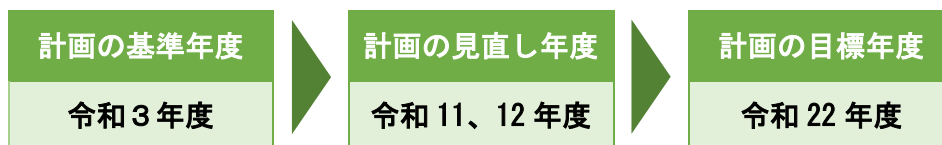
《三郷市都市計画マスタープランと関連計画などの関係》



3. 計画期間

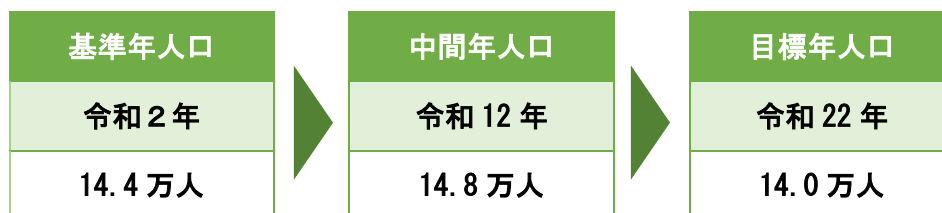
「三郷市都市計画マスタープラン」は、令和3年から20年後の令和22年を計画期間とします。

なお、今後、社会経済状況の変動などによりまちづくりの方向性に大きな変化が生じた際には、必要に応じて本計画の部分的な見直しを適宜行なうものとしします。



4. 想定人口フレーム

「第5次三郷市総合計画」と整合を図りながら、国や県の将来予測を踏まえ、令和22年の人口を14.0万人と想定し、ゆとりある快適なまちづくりを進めていきます。



※三郷市版人口ビジョン（令和元年度）の推計に基づいています。

5. 都市計画マスタープランの内容と構成

「三郷市都市計画マスタープラン」は、「全体構想」、「地域別構想」、「実現方策」の3つの項目から構成します。

●全体構想

市全域を対象に、まちづくりの基本的な姿勢を「まちづくりの目標」や「将来都市構造」として示しています。

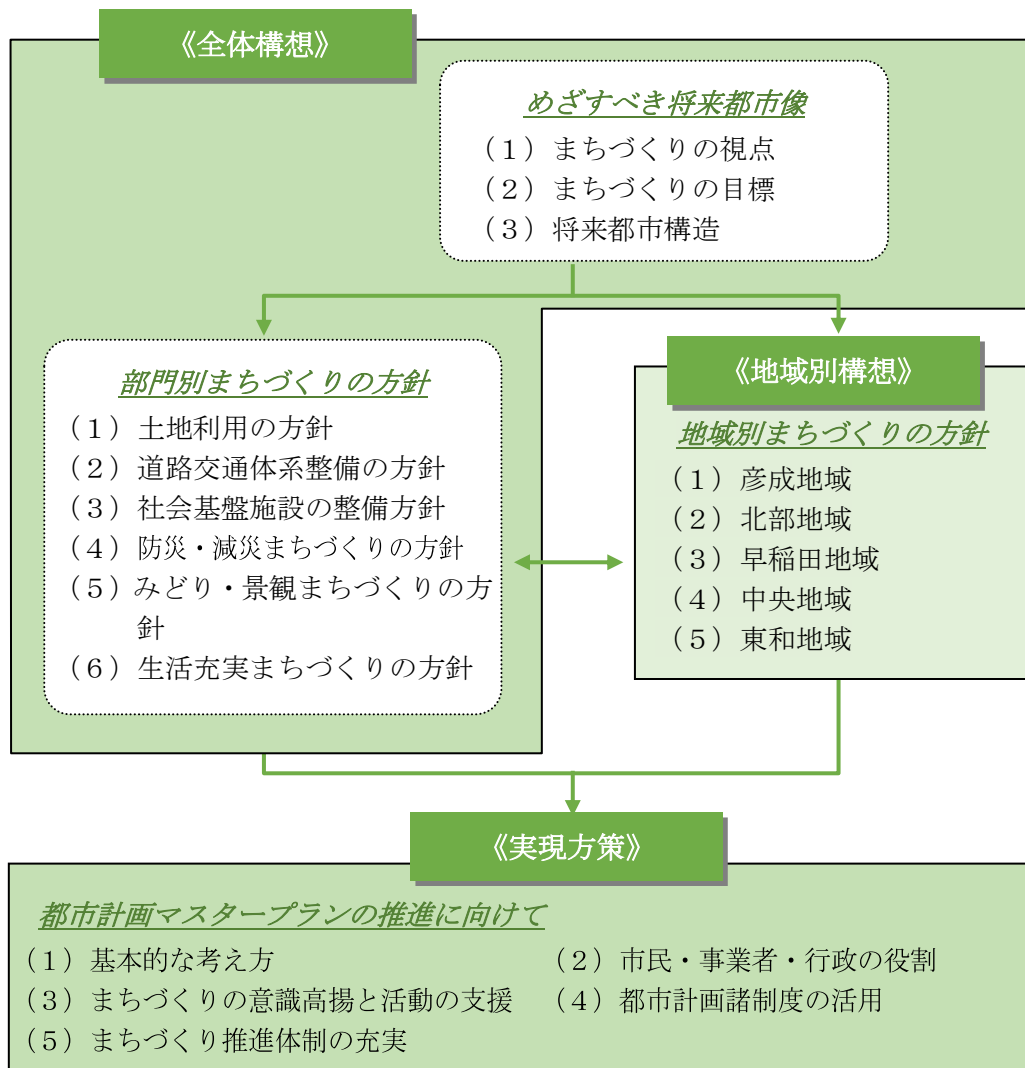
そして、基本的な姿勢を踏まえ、6つの部門に分けた「まちづくりの方針」により、部門別のまちづくりの方向性を示しています。

●地域別構想

市全体を5つの地域に区分し、全体構想との整合や地域別に課題を整理しながら、地域特性を活かした「将来イメージ」や「まちづくりの方針」を示しています。

●実現方策

都市計画マスタープランの実現に向けた基本的な考え方や都市計画諸制度、推進体制などを示しています。



6. 将来のまちづくりに対する意向の把握

「三郷市都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、市民の意見を幅広く集め計画に反映させるため、「アンケート調査」の実施や地域毎に「まちづくり懇談会」を開催し、計画の作成に活用しています。

＜アンケート調査の実施＞

調査期間	令和元年 10 月
調査対象	18 歳以上の市内在住者 無作為抽出
発送数	3,000 人
回収数	972 人
回収率	32.4%

＜地域別ワークショップ＞

令和 2 年度実施予定

＜パブリック・コメント手続＞

令和 3 年度実施予定

第2章 全体構想

1. めざすべき将来都市像

(1) まちづくりの視点

これからの三郷のまちをとらえる時、三郷市をとりまく広域的な視点から、またある時は身近な市民生活の視点からまちづくりの課題を考え、三郷らしさを備えた魅力ある都市となるよう、市民・事業者・行政が手をたずさえながら、総合的な視点に立ったまちづくりの方向性を見出していく必要があります。

まちづくりの視点

社会・経済情勢

- ①巨大災害の切迫
- ②人口減少と少子・高齢化
- ③地球環境問題と食料・水・エネルギーの制約
- ④情報化社会への急速な進展
- ⑤SDGsの取組
- ⑥新たな生活様式への対応

まちの特性

- ①2つの大河川にいだかれた水と緑に恵まれたまち
- ②首都20km圏に位置する交通利便性の高いまち
- ③文化財や伝統芸能を通じて歴史文化を感じることができるまち
- ④多様な都市機能をもった活力あるまち

まちの課題

- ①地震や風水害への対応
- ②少子・超高齢社会に対応した住環境整備の推進
- ③土地利用の適正化に向けた誘導
- ④地球環境等への負荷の低減
- ⑤公共施設やインフラの長寿命化

市民の意向

アンケート調査等

社会・経済情勢

我が国の社会・経済の情勢は、社会、環境、自然、情報・通信など様々な分野において大きく変動しており、その中で持続可能な社会を目指していくための課題は山積しています。

① 巨大災害の切迫

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生や、気候変動による風水害・土砂災害の激甚化は、人々の生命財産に大きな被害をもたらしています。また、発生確率が高いと言われている首都直下地震、南海トラフ巨大地震は、仮に発生した場合には多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。

このため、災害を抑制するための対策、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムの構築、平常時からの防災を意識した体制づくりや関係づくりなど、防災、減災に向けて総合的な取り組みを進めていくことが必要となっています。

② 人口減少と少子・高齢化

我が国は平成 20 年をピークに人口減少局面に入り、令和 35 年には人口が 1 億人を割り込むと推計されています。一方で、高齢化率は上昇を続け、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が到来しています。

長期的に我が国の人口を一定水準に保つために、女性が働きやすく、子供を産み育てやすい環境を整備することや、高齢者が幸せな生活を送ることができるようなまちづくりを推進していく必要があります。

③ 地球環境問題と食料・水・エネルギーの制約

我が国は既に人口減少局面に入っていますが、世界全体の人口は平成 22 年に約 69 億人の人口が令和 32 年には約 96 億人に達すると予測されており、食料・水・エネルギーに対する需要も爆発的に伸びていくことが想定されます。

さらに、地球温暖化の進行や生物多様性の保全など、地球環境問題は深刻化の度合いを増しており、今世紀末の日本の平均気温は 4.4℃上昇するとの予測もあることなど、災害の激甚化に加え、安定的な水資源の確保や農業生産への悪影響も懸念されます。

④ 情報化社会への急速な進展

I C T（情報通信技術）分野や A I（人工知能）分野の著しい発展により、交通、医療、教育、防災などにとどまらない、社会、生活の幅広い分野において劇的な変化をもたらしています。

これらの技術革新を我々の暮らしや社会の向上に役立てていくことができるよう、その成果を社会全体で活用するために積極的に取り込んでいくことが課題となっています。

⑤ SDGsの取組

世界が直面する環境、政治、経済の課題に取り組む一連の普遍的目標を示すため、平成 28 年に開始された持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困等の対策、致命的な病気予防、すべての子どもへの初等教育普及を始めとする開発優先課題に関し、普遍的な合意に基づく測定可能な 17 の項目を含んでいます。

地球上の「誰一人として取り残さない」という理念の下、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

⑥ 新たな生活様式への対応

令和元年 12 月以降、世界的な感染症の大流行に伴い、多くの感染者、重症者、死亡者が発生したばかりではなく、社会、経済、地域そして個人の生活に至るまで広範な分野に深刻な影響を及ぼしました。

私たちの生活においても、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた新たな生活様式への対応が求められ、リモートワークや在宅勤務など働き方の変化と定着、医療、教育、行政、交通など様々な分野におけるデジタル化の加速、身近な生活空間の豊かさへの意識の高まりなどが見られます。

本市においても、感染症拡大の防止とともに、このような経済社会の変化を注視しながら、新しい時代に対応した安全で暮らしやすいまちづくりへの取り組みを進めていく必要があります。

まちの特性と課題

本市のまちの特徴として、その位置や自然的条件、歴史的背景、社会経済情勢などから大きく4つの特性と5つの課題にまとめています。

まちの特性 ① 2つの大河川にいだかれた水と緑に恵まれたまち

本市は、江戸川と中川に挟まれた沖積平野（中川低地）に位置し、南北に細長い市域をなしています。

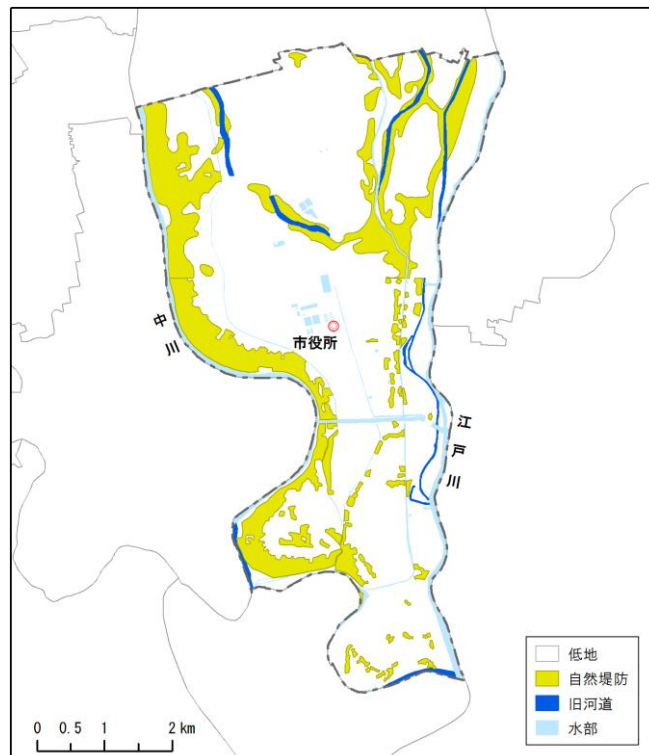
地形的には全般的に2～3mの標高をもつ平坦な低地で、2つの大河川や古い流路跡に沿う微高地（自然堤防）と、それらにある低地（後背湿地）からできています。

また、大場川、第二大場川、二郷半用水などの河川や用水路、市の中央部には昭和54年に完成した江戸川と中川を結ぶ三郷放水路、市南端には小合溜井^{こあいだめい}があり、これらの河川沿いの社寺林や屋敷林、農地とともに平坦な地形に変化を与える水と緑が調和した良好な景観をつくりだしています。

さらに、広大なゆとり空間である江戸川河川敷やみさと公園はスポーツやレジャー・レクリエーションを楽しむ人々でにぎわい、市民のみならず近隣都市から訪れる人々にも親しまれています。

このようなことから、本市はかけがえのない資源である豊かな水と緑を活かし、潤いと安らぎあるまちとして、アピールできる要素を持っています。

《地形図》



資料：国土調査（土地分類調査・水調査） 地形分類図

本市は東京都心部から 20 km圏に位置し、首都高速 6 号三郷線や常磐自動車道、東京外環自動車道といった高速道路網を中心とした広域道路アクセスに恵まれています。今後、三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化に伴い、周辺都市との人・もの・情報・文化の交流により、今後も産業経済や市民生活への波及効果が期待されています。

このように本市は、暮らしの上でも産業活動の上でも広域的な交通利便性が大変高いまちであることが大きな特性となっています。

まちの特性 ③ 文化財や伝統芸能を通じて歴史文化を感じることができるまち

本市の位置する中川低地は、1,000～1,500年前に平野として形成され、幾世紀にもわたる稲作文化の継承により、現在の水田地帯の景観が生まれました。

市内には五穀豊穡^{ごこくほうじょう}を祈願して行われる二郷半囃子・里神楽^{にごうはんばやし}、三匹の獅子舞^{さんとかぐら}などの民俗文化財が残されています。

市内随所にみられるこれらの民俗文化財は、この地とともに歩んできた祖先の営みや文化を今に伝える歴史的な資源となっています。

《歴史的な資源の位置図》

番号	指定別	種別	名称
①	県指定	旧跡	万葉遺跡葛飾早稲産地(丹後稲荷神社境内)
②	〃	無形文化財	長板中型(技術保持者：戸ヶ崎 恩田育男)
③	県選沢市指定	無形民俗文化財	番匠免の大股若経祭り(番匠免迎摂院・神明神社)
④	県指定	無形文化財	長板中型(技術保持者：戸ヶ崎 初山武雄)
⑤	県選沢	無形民俗文化財	三郷市のオビシヤ(大広戸の蛇祭り)(大広戸 香取神社)
⑥	市指定	記念物	大銀杏(彦系安養院)
⑦	〃	無形民俗文化財	二郷半囃子・里神楽(上口香取神社周辺)
⑧	〃	〃	三匹の獅子舞(戸ヶ崎香取神社)
市全域	〃	〃	万作踊り(市全域)
⑨	〃	有形文化財	鯉口(戸ヶ崎香取神社)
⑩	〃	〃	観音堂(番匠免迎摂院)
⑪	〃	〃	銅造十一面観音坐像(茂田井 石川宅)
⑫	〃	〃	十三仏青石塔婆(上口東光院)
⑬	〃	〃	木造不動明王立像(彦沢円能寺)
⑭	〃	〃	木造阿弥如来立像(高州宝蓮寺)
⑮	〃	〃	木造薬師如来坐像(早稲田光福院)
⑯	〃	〃	木造不動明王立像(彦成円明院)
⑰	〃	〃	木造阿弥如来立像(花和田西善院)
⑱	〃	〃	木造阿弥如来立像(天神玉蔵院)
⑲	〃	〃	木造地藏菩薩立像(天神玉蔵院)
⑳	〃	〃	木造地藏菩薩立像(新和元東福寺)
㉑	〃	無形民俗文化財	幸四・岩野木の獅子舞(岩野木 富足神社)
㉒	〃	有形文化財	木造虚空蔵立像(彦倉延命院)
㉓	〃	〃	延命院虚空蔵堂(彦倉延命院)
㉔	〃	〃	河辺三ヶ寺宛 伊奈忠次開発手形(彦成 円明院)

※県選沢文化財の大股若経祭りは市指定文化財にもなっています。

番号	種別	名称
1	資料館	郷土資料館(わくわくライブラリー内)
2	資料館(別館)	三郷市立彦成小学校講堂記念館(彦成小学校敷地内)
3	祭礼	虚空蔵尊縁日(彦倉延命院境内)
4	〃	彦倉大杉神社祭り
5	〃	寄巻水神社百万遍・例大祭(寄巻水神社)
6	〃	花和田巨神祭(花和田香取神社)
7	〃	彦川戸八坂祭り(彦川戸香取神社)
8	〃	富足神社祭礼(幸四・岩野木富足神社)
9	〃	高須香取神社例大祭(高須香取神社)
10	〃	星祭り(谷口成就院)
11	〃	彦系蛇祭り(彦系公民館及び井天池)
12	〃	大広戸蛇祭り(大広戸香取神社)
13	〃	あられ祭り(彦成香取神社)
14	〃	熊野神社植木市・ご開帳(茂田井熊野神社境内)
15	〃	市助蛇祭り
16	〃	谷中蛇祭り
17	〃	八丁堀蛇祭り
18	〃	半田稲荷神社石力
19	〃	上口香取神社祭礼



まちの特性 ④ 多様な都市機能をもった活力あるまち

本市では、三郷中央地区、三郷インターＡ地区、新三郷ららシティ等の計画的なまちづくりが進められた地区において、魅力ある良好な環境を持った住宅地、利便性の高い商業・業務及び流通系施設が立地するなど、それぞれ都市機能の中心を担う活力ある市街地の形成が進んでいます。

このうち、商業・業務機能については、三郷インターＡ地区のピアラシティや新三郷ららシティの大規模商業施設が賑わいを見せており、今後も商業拠点としての魅力の創出により、多くの人が集まる賑わいのあるまちになることが期待されています。また、三郷中央地区には、企業や商業施設、宿泊施設、公共施設等が立地しており、今後つくばエクスプレスの利便性を活かした商業・業務機能の集積により、本市の顔となる拠点形成が期待されています。

流通・工業機能については、三郷インター南部地区を中心に、首都圏の経済や生活を支える産業集積が進み、近年の流通機能の役割が高まっています。現在、三郷北部地区土地区画整理事業により今後一層の集積が期待されています。

住宅地については、三郷駅周辺市街地やみさと団地、さつき平地区に都市基盤整備が行われた大規模な集合住宅地があり、ゆとりある街区構成と緑豊かな住環境を備えた住宅市街地が形成されています。この他にも、江戸川や中川など自然堤防に沿って形成された市街地や屋敷林、農地等が残った住宅地があります。

また今後は、新三郷駅東口や三郷南インターチェンジ周辺などの拠点整備の実現に向け取り組んでいきます。

このように、本市では優れた交通利便性や都市基盤整備事業の進捗などを背景として、商業・業務、流通・工業、住宅市街地など多様な都市機能が集積し、活力に満ちた都市が形成されています。

《略年表》

	市政・都市計画・その他	道路・鉄道
昭和 31 年	・東和、彦成、早稲田の 3 村が合併し三郷村が誕生	
39 年	・町制施行	
41 年	・三郷全域を都市計画区域に指定	
45 年	・市街化区域、市街化調整区域、用途地域の指定	
47 年	・市制施行	
48 年	・みさと団地入居開始	・武蔵野線開通三郷駅開業
54 年	・三郷放水路完成	
57 年	・市の人口が 10 万人を突破 ・早稲田土地区画整理事業完了	
60 年	・早稲田団地入居開始	・常磐自動車道、首都高速 6 号三郷線開通 ・武蔵野線新三郷駅開業
61 年	・さつき平地区入居開始	・武蔵野操車場の機能停止
平成 2 年	・さつき平地区市街化区域編入、用途地域の指定	
4 年		・東京外かく環状道路開通（三郷～和光） （高速部：東京外環自動車道、一般部：国道 298 号）
8 年	・三郷中央地区市街化区域編入	
10 年	・三郷インター A 地区市街化区域編入	
11 年		・国道 298 号市内全線暫定 2 車線供用開始
12 年	・三郷中央地区用途地域の指定	
13 年	・三郷市都市計画マスタープラン策定	
16 年	・三郷インター A 地区用途地域の指定	
17 年	・ピアラシティ開業	・国道 298 号市内全線 4 車線供用開始 ・つくばエクスプレス開通三郷中央駅開業 ・東京外環自動車道三郷 JCT～三郷南 IC 間開通
19 年	・三郷スカイパーク開園 ・武蔵野操車場跡地（新三郷ららシティ）地区地区計画の決定	
20 年	・新三郷ららシティ商業施設開業 ・におどり公園開園	・三郷料金所スマート IC 開設
21 年	・三郷インター南部地区市街化区域編入、用途地域の指定	
22 年	・新三郷ららシティ地区市街化区域編入、用途地域の指定	
27 年	・土地区画整理事業 3 地区の換地処分（三郷中央地区、三郷インター A 地区、三郷インター南部地区）	・新和吉川線開通
29 年	・市の人口が 14 万人を突破	
30 年	・三郷市陸上競技場公園開園	・東京外環自動車道三郷南 IC～高谷 JCT 間開通、三郷中央インターチェンジ開設
令和 2 年	・三郷北部地区市街化区域編入、用途地域の指定	

まちの課題 ① 地震や風水害への対応

近年の災害は、大規模地震、大型台風の襲来、集中豪雨、河川の氾濫などが頻発し、これまで予測されていなかった地域において発生することや被害が激甚化するなど、いつでも、どこでも、想定を超えたかたちで襲ってきています。

「三郷市地域防災計画」では、東京湾北部地震をはじめ、深刻な被害が見込まれる大規模災害や、首都圏同時被災、複合災害等を想定した対策等、近年の大規模災害からの教訓や社会情勢の変化を踏まえた災害対策の充実・強化を図るものとしています。

また、本市は江戸川、中川等の河川に囲まれており、なおかつ市域の大部分の標高が低いため江戸川や利根川が氾濫した場合、「三郷市水害ハザードマップ」では、ほぼ市全域が浸水する可能性があることを想定しています。

近年は、全国各地で短時間に排水処理能力を超えるような急激な降雨をもたらす集中豪雨等によって、内水氾濫による浸水被害が発生しており、水害への十分な備えが必要です。

今後は、全ての市民が安全に災害への対応ができるよう、これを支える都市基盤の整備や安全な避難所の確保などハード面の充実とともに、ハザードマップの適時・適切な見直しと市民への更なる周知や、行政と市民の協力による防災体制の整備を推進するなど、災害への対応力を強化していく必要があります。

まちの課題 ② 少子・超高齢社会に対応した住環境整備の推進

本市の人口は、三郷市の前身である三郷村が誕生した昭和 31 年にはわずかに 1.7 万人ほどでしたが、昭和 47 年の市制施行の時には約 5 万人となり、その後の急激な人口増加により、平成 7 年には 13.3 万人になりました。

その後、ゆるやかな減少傾向が続き、平成 17 年には 12.8 万人となりましたが、平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス開通後は再び増加に転じ、平成 29 年 12 月には 14 万人に達し、令和 3 年 9 月現在も増加傾向が続いています。

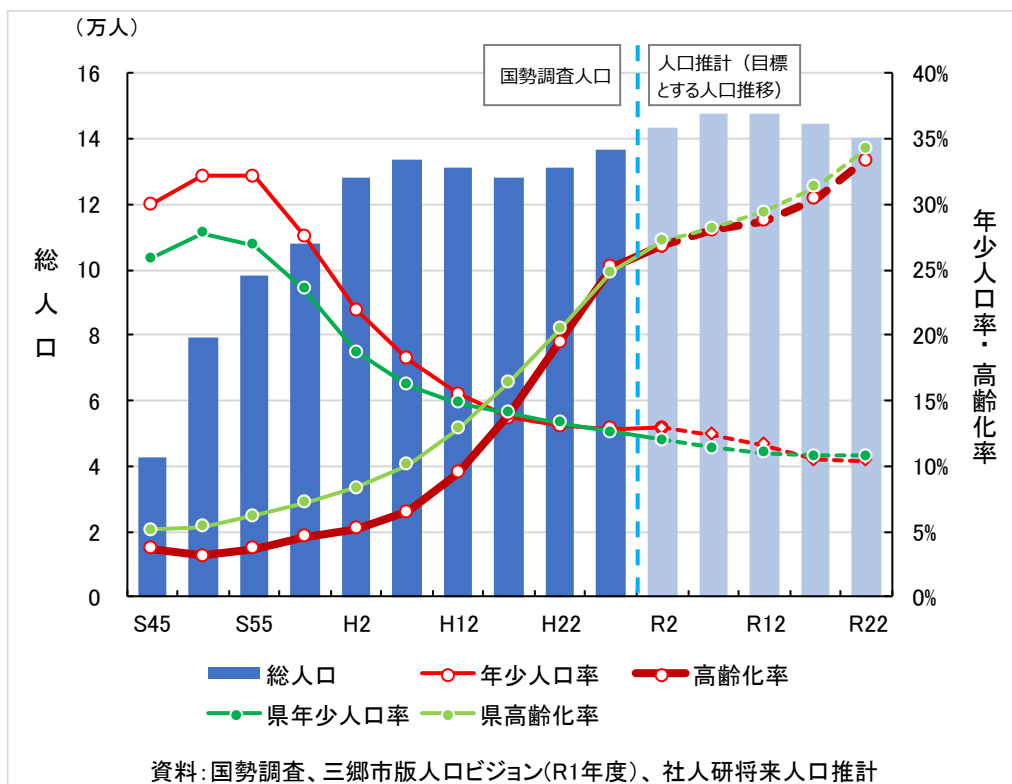
また、年少人口率が昭和 55 年より低下して近年は横ばいとなっており、高齢化率は、平成 27 年には 25.2%と 4 人に 1 人が高齢者となりましたが、今後はさらに上昇して令和 22 年には 32.8%とほぼ 3 人に 1 人になると見込まれているため、人口の変化に対応できるまちづくりが必要です。

一方で、子育て世代の転入や女性の就業率が増加しており、保護者が働いている間に子どもが安全、安心して過ごせる居場所づくりが求められています。

高齢化が進む中、高齢者がいきいきと暮らせる環境を実現するために、安全で効率的な道路網の整備による公共交通の充実等とともに、日常生活利便性を徒歩圏内で享受できるような都市構造の実現が必要になると考えられます。

さらに、子育て世代から高齢者までの多様な居住ニーズに対応した市街地の形成による地域コミュニティの充実や、緑豊かで安全・快適な質の高い生活環境と持続可能なまちづくりを実現する必要があります。

《市の人口等の移り変わり》



まちの課題 ③ 土地利用の適正化に向けた誘導

本市では、土地区画整理事業等による計画的なまちづくりが進められた区域においては、それぞれに適した土地利用が実現しています。

しかし、地域によっては、一般道路における交通渋滞や、生活道路、公共下水道の未整備、公園などのオープンスペースの不足など、都市基盤の整備水準にはまだ課題が残されています。

また、急激な都市化により、建物が密集した市街地が形成されている地域もあります。

さらに、主に市街化調整区域においては、都市計画法や建築基準法による規制を受けない資材置き場や残土置き場など、景観上や周辺の農地に悪影響を与えている地区も見られ、その解消を図ることが土地利用上の重要な課題となっています。

今後、幹線道路の整備等により都市化圧力が高まり、土地利用の変化が見込まれる地区について無秩序な開発が懸念されるため、都市計画法、建築基準法だけではなく、様々な角度から誘導手法を検討するなど適切な土地利用を誘導できるような対策が必要となっています。

さらに、道路や鉄道による交通アクセスの優位性を市内産業の充実や新たな産業の誘導に活かすために、都市基盤整備を推進して地元雇用の創出など、都市の活性化を図ることが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、引き続き地域の課題を的確にとらえながら、総合的な視点に立ったまちづくりに取り組むとともに、社会動向の変化や市民ニーズに対応した着実な都市基盤の整備や都市の活性化が一層求められています。

まちの課題 ④ 地球環境等への負荷の低減

現在、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少、大気や河川の汚染による都市環境・生活環境の悪化など、様々な環境問題が生じています。特に、地球温暖化は台風の大型化や集中豪雨の多発による人的・経済的被害を引き起こす要因ともなっています。

このため、本市においても環境基本計画の見直しなどに取り組むとともに、事業所や行政はもちろんのこと、市民の一人ひとりが排出削減の努力をすることや、自然エネルギーの利用や資源の再利用を促進し、エネルギー効率を高め、循環型社会の実現を図るなど、積極的な取組が必要となっています。

まちの課題 ⑤ 公共施設やインフラの長寿命化

本市の公共施設や道路、上下水道などのインフラは、昭和 40～50 年代に集中的に建設され、今後、経年劣化の進行に伴い、既存施設の機能を適切に保つための建替や大規模改修等にかかる費用が集中し、これに充当できる財源不足が顕在化、深刻化するおそれがあります。

このため、公共施設等のサービスのあり方を見直しや機能の複合化などによる、運営コストの適正化とサービス水準の持続的な維持を図るとともに、計画的な改修を行うことにより施設の長寿命化を図ることが必要です。

市民意向（アンケート調査）

調査期間	令和元年 10 月
調査対象	18 歳以上の市内在住者 無作為抽出
発送数	3,000 人
回収数	972 人
回収率	32.4%

●これからの三郷市全体の土地利用を考えるにあたって望ましい取り組みについて

→「駅周辺などにさまざまな施設の誘致を進める」が最も多く、以下「車がなくても利用しやすいまちづくりを行う」、「生活に身近な道路・公園の整備を進める」、「企業の誘致を進める」が続いています。

選択項目	回答数	割合
1 都市の利便性を高めるため、駅周辺などに商業施設や企業、病院、公共施設など、さまざまな施設の誘致を進める	432	45.2%
2 転入してくる人の住まいの受け皿となる、新しい住宅地を整備する	71	7.4%
3 雇用の場と市の税収の安定確保のため、企業の誘致を進める	242	25.3%
4 国道や県道など幹線道路沿いに、商業施設や娯楽施設の誘致を進める	106	11.1%
5 既存の商店街を活性化させ、車がなくても利用しやすいまちづくりを行う	373	39.1%
6 都市型農業の振興や田園風景を維持・保全する	116	12.1%
7 毎日の暮らしやすさを高めるため、生活に身近な道路・公園の整備を進める	309	32.4%
8 歴史資源の保全や文化、レクリエーション施設の整備を進める	55	5.8%
9 その他	44	4.6%
合計	1748	183.0%
回答者数	955	100.0%
未回答者数	17	

●魅力や特徴あるまちづくりを進める上で考えられるまちづくりのイメージについて

→「高齢者、障がい者やその家族が安心して暮らせるまち」、「バス・鉄道などの乗り継ぎがしやすいまち」、「災害時も安心できるまち」、「安全に安心して歩けるまち」、「子育てしやすいまち」の各項目の選択が多く、福祉、交通利便、防災、安全な歩行空間、子育て環境を重視したまちづくりが望まれています。

選択項目	回答数	割合
1 歩行者が安全に安心して歩けるまち	332	34.8%
2 バス・鉄道などの乗り継ぎがしやすいまち	383	40.2%
3 人と会うのが楽しくなる、憩いの広場のあるまち	94	9.9%
4 さまざまな働く場所がある活気のあるまち	204	21.4%
5 美しい田園の風景が広がるまち	79	8.3%
6 河川、用水路など豊かな水辺に親しめるまち	91	9.5%
7 魅力のある街並みがあり、市外の人が訪れたいまち	160	16.8%
8 魅力のあるお店が多く、にぎわいのあるまち	207	21.7%
9 防災拠点などが充実し、災害時も安心できるまち	370	38.8%
10 保育・児童施設や公園などが充実し、子育てしやすいまち	315	33.1%
11 福祉施設などが充実し、高齢者、障がい者やその家族が安心して暮らせるまち	421	44.2%
12 その他	30	3.1%
合計	2,686	281.8%
回答者数	953	100.0%
未回答者数	19	

●住宅地または個々の住宅について、今後力をいれていく必要がある取り組みについて

→「狭い生活道路の改善などによる既存住宅地の防災力の向上」、「下水道や公園の整備・改善など既存住宅地の居住環境の向上」、「空き家住宅の有効活用や中古住宅の流通促進」の3項目が主な選択項目です。

選択項目	回答数	割合
1 下水道や公園の整備・改善など既存住宅地の居住環境の向上	372	39.4%
2 狭い生活道路の改善などによる既存住宅地の防災力の向上	412	43.6%
3 新しい住宅地の開発促進	50	5.3%
4 高層マンションの建設促進	23	2.4%
5 空き家住宅の有効活用や中古住宅の流通促進	339	35.9%
6 住宅の耐震化や老朽化した住宅の建替えの促進	185	19.6%
7 太陽光発電や蓄電池の導入支援など環境にやさしい住宅の普及	148	15.7%
8 庭木や生け垣等による緑豊かな住宅地づくり	101	10.7%
9 わからない	51	5.4%
10 その他	18	1.9%
合計	1,699	179.8%
回答者数	945	100.0%
未回答者数	27	

●子育てしやすい環境を整備するために、今後力をいれていく必要がある取り組みについて

→「子どもが安心して暮らせる環境の整備」43.0%が最も多く、ほぼこれに並んで「保育所・認定こども園などの整備」が選択されています。

選択項目	回答数	割合
1 保育所・認定こども園などの整備	394	42.1%
2 幼稚園・保育所の開所時間の延長	270	28.9%
3 子育て中の親が集える場所の整備	84	9.0%
4 道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備	402	43.0%
5 公共施設や駅、商業施設のバリアフリー化	105	11.2%
6 誰でも自由におむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の整備	40	4.3%
7 子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助	183	19.6%
8 子ども食堂などの子どもの居場所づくりの整備	143	15.3%
9 その他	44	4.7%
合計	1665	178.1%
回答者数	935	100.0%
未回答者数	37	

●三郷市に住み続けることについて

→「住み続けたい」と「当分の間住み続けたい」の合計は 80.5%に達しています。

選択項目	回答数	割合
1. ずっと住みつづけたい	482件	49.6%
2. 当分の間は住みつづけたい	310件	31.9%
3. 市内の利便性が高い地域に転居したい	34件	3.5%
4. 市外に転居したい	43件	4.4%
5. わからない	86件	8.8%
未回答	17件	1.7%
合計	972件	100.0%

(2) まちづくりの目標

都市計画マスタープランでは、「第5次三郷市総合計画基本構想」に掲げる将来都市像『「きらりとひかる田園都市みさと」～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～』の実現に向けて、都市計画の視点から「住み・働き・学び・憩う」の各機能のバランスがとれた、個性的で創造的な魅力と活力ある都市の形成を進めます。

そのため、将来像の実現に向かって次の4つの目標を掲げ、これまで培ってきた人的・物的資源や潜在的な可能性を十分に活かしながら、市民・事業者・行政が互いに心と力を合わせた協働によるまちづくりを推進します。

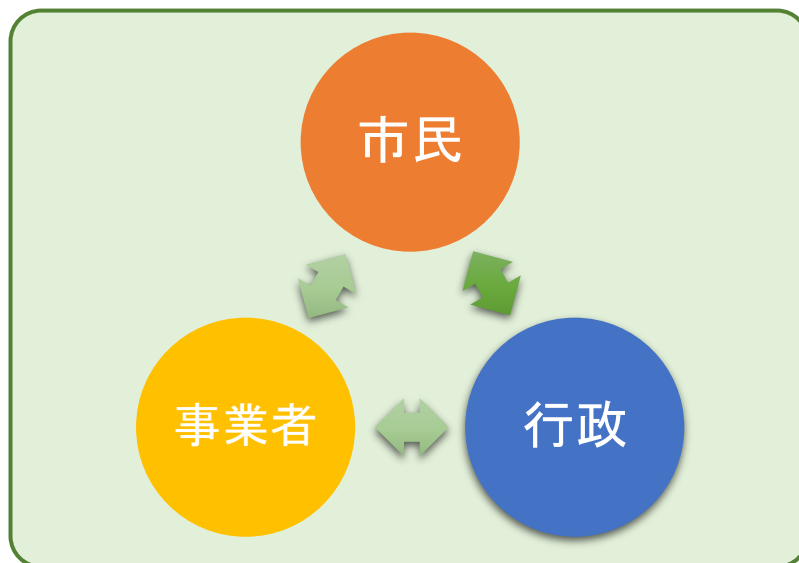
〈将来都市像〉

「きらりとひかる田園都市みさと」
～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～

〈まちづくりの目標〉

- ①都市基盤の充実した活力あるまちづくり
- ②災害に強く安心して住めるまちづくり
- ③水と緑、優れた景観を活かした魅力的なまちづくり
- ④すべての人にやさしい住み続けたいまちづくり

〈協働のまちづくり〉



まちづくりの目標

まちづくりの目標①	都市基盤の充実した活力あるまちづくり
まちづくりの目標②	災害に強く安心して住めるまちづくり
まちづくりの目標③	水と緑、優れた景観を活かした魅力的なまちづくり
まちづくりの目標④	すべての人にやさしい住み続けたいまちづくり

(3) 将来都市構造

昭和 40 年代前半までの本市の都市構造（まちの骨格的な構造）は、江戸川・中川に挟まれた低地帯に位置し、水（治水・利水など）との関わりの深い中で自然堤防上に集落が点在していました。

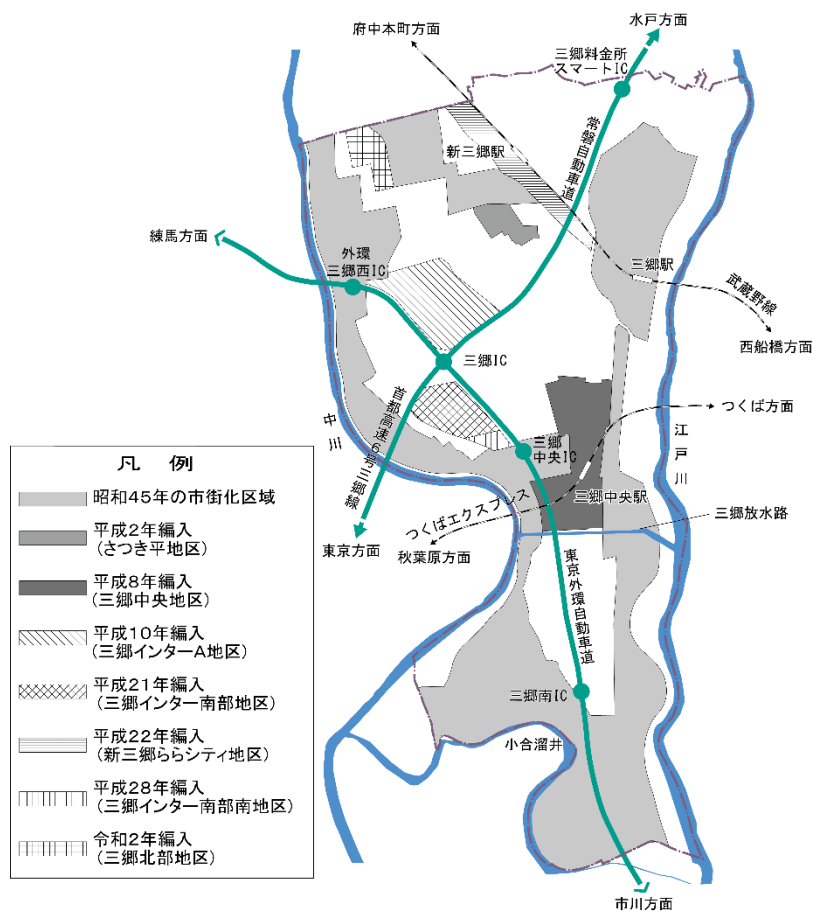
その後、東京都区部からの都市化の圧力を受ける形で、都内に近接する市内南部地域から河川沿いの自然堤防を北上しながら市街地が拡大し、市制施行以降は、武蔵野線の開通やみさと団地の建設など、新しい市街地が形成され、近郊農村から首都圏の住宅都市として本格的な成長期を迎えました。

昭和 50 年代に入り、悲願の治水対策であった三郷放水路の完成、早稲田土地区画整理事業の完了、その後の首都高速 6 号三郷線や常磐自動車道、東京外環自動車道の開通による高速交通体系の確立などにより、快適な都市としての基盤が整ってきました。

また、平成 17 年のつくばエクスプレスの開通と、平成 30 年の東京外環自動車道三郷南インターチェンジ～高谷ジャンクション間の開通による広域交通ネットワークの強化に伴い、本市と東京都心部や千葉方面とがより緊密に繋がることになりました。

このように本市が発展してきた経緯を踏まえ、まちづくりの 4 つの目標の実現に向けて、「第 5 次三郷市総合計画」と整合を図りながら設定した、多種多様な拠点とネットワーク軸、水と緑の骨格軸から構成される、将来都市像「きらりとひかる田園都市みさと」の実現に向けて、将来都市構造の充実・強化をめざします。

《市街化区域の拡大》



1) 将来都市構造

① 拠点等の形成

商業・業務機能、生活サービス機能、交流機能、産業機能などの都市機能を持った地域を形成し、市民が住み・働き・学び・楽しみやすい場所となるよう土地利用の魅力付けを行いながら、市民生活や都市活動、産業活動の中心的な役割を担う地区を「拠点」として位置づけ、バランスのとれた都市構造の構築を図ります。

鉄道駅やインターチェンジ周辺、幹線道路沿道など人や物が行き交う中心となる地区で、上記の都市機能を集約するにふさわしい都市基盤が整備された、または今後行う予定のある地区を「拠点」と位置づけます。

今後都市計画道路の整備が予定される路線の一部とその沿道地区を「産業振興地区」と位置づけ、流通機能、道の駅や交通機能、農業生産機能など地区の特性を活かした新たな都市機能の形成を図ります。

市民の生命と暮らしを守るため、災害に強いまちづくりを推進する拠点となる「防災減災核」の形成を図ります。

スポーツ・レクリエーションを通じたまちづくり、元気な地域づくりをめざして「レクリエーション核」の形成を図ります。

② ネットワーク軸の形成

拠点間及び拠点と周辺都市を結ぶ骨格となる道路とその沿道を、都市に魅力と活力を与え市内外の活発な交流を促進する連続した空間として、ネットワーク軸と位置づけ、市民の拠点利用の促進と快適な移動を支える役割を担います。

③ 水と緑の骨格軸の形成

江戸川、中川、小合溜井^{こあいだめい}、三郷放水路を自然環境とレクリエーション機能を備えた水と緑の骨格軸として位置づけるとともに、大場川、第二大場川、二郷半用水を身近な河川空間として緑のネットワークの形成を図り、生活に潤いと安らぎを与える空間の形成をめざします。

2) 拠点等の位置づけ

① 都市交流拠点

「商業・業務機能」、「生活サービス機能」、「交流機能」の都市機能を持った地区であり、市の顔として相応しい又は市の業務機能を集積する地区を「都市交流拠点」とします。

三郷中央駅周辺は、商業・業務・サービス機能、行政サービス等の機能が集積する「都市交流拠点」と位置づけ、賑わいと活気ある快適な都心空間の形成により三郷市のシンボルとなる都市拠点づくりをめざします。

② 地域拠点

「商業・業務機能」、「生活サービス機能」、「交流機能」の都市機能を持った生活系の地区を「地域拠点」とします。

新三郷駅周辺は、商業・業務・レジャー・教育・住宅等の複合機能が集積した「地域拠点」と位置づけ、広域からの利用も想定した各機能の集積と都市型住宅の立地による人、物、情報・文化などが行き交うふれあいとにぎわいの交流拠点づくりをめざします。

三郷駅周辺は、近隣型の商業・業務機能が集積した「地域拠点」として、生活利便性の向上や地域の活性化の核となる拠点づくりをめざします。

三郷インターチェンジ周辺の北側は、商業・業務・レジャー・教育・住宅等の複合機能が集積した「地域拠点」と位置づけ、広域からの利用も想定した各機能の集積と都市型住宅の立地による人、物、情報・文化などが行き交うふれあいとにぎわいの交流拠点づくりをめざします。

三郷南インターチェンジ周辺は、近隣型の商業・業務・交流機能が集積する「地域拠点」として、生活関連サービス機能や業務関連サービス機能、防災機能、交通拠点機能等の充実など、利便性の向上や活性化の核となる拠点づくりをめざします。

③ 産業拠点

工場や流通施設などの「産業機能」の都市機能を持った、土地区画整理事業等による都市基盤整備を前提とした産業系の地区とします。

三郷料金所スマートインターチェンジ周辺と三郷吉川線沿道は、業務・流通・工業等の多様な産業機能が集積する「産業拠点」と位置づけ、物の生産から物流、生活サービス機能などを担う拠点づくりをめざします。

三郷インターチェンジ周辺の南側は、業務・流通・工業等の多様な産業機能が集積する「産業拠点」と位置づけ、物流などを担う拠点づくりをめざします。

④ 産業振興地区

ネットワーク軸に位置づけた路線のうち、都市計画道路の整備が完了していない一部の区域を、都市計画道路整備と面的な土地利用計画との連動性を

重視する地区として、産業振興地区と位置付けます。

本市の産業が持続的なものとなり、さらなる活力向上に資するべく、物流施設を始めとする流通機能、道の駅やバスターミナルなどの交通機能、都市型農業の振興を図る農業生産機能など、ネットワーク軸の確立と併せ、周辺環境との調和を図りながら、新たな拠点の候補となるような土地利用を誘導します。

⑤ 防災減災核

防災減災意識の高揚や備蓄品の充実など防災・減災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、市役所本庁舎、消防・防災総合庁舎及び防災・コミュニティ機能を有する複合施設の周辺を「防災減災核」と位置付け、市民の生命と暮らしを守る地域づくりをめざします。

⑥ レクリエーション核

スポーツを通じた健康増進、観光やイベント等を活用したにぎわいの創出など、人が集う場所、情報を発信する場所として「レクリエーション核」を位置付けます。

早稲田公園や文化会館、江戸川の運動公園や三郷緊急用船着場、三郷スカイパークや三郷市陸上競技場公園、三郷中央におどり公園やにおどりプラザ、県営みさと公園などにおいて、「スポーツ・レクリエーションを通じたまちづくり、元気な地域づくり」をめざします。

【将来都市構造図】



2. 部門別まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

土地利用の方針			
1) 計画的で多様な機能を備えた市街地の形成	①良好な住宅市街地の形成	a) 専用住宅地	a) -1 低層住宅地
			a) -2 中低層住宅地
		b) 一般住宅地	
	②幹線道路沿道にふさわしい市街地の形成	c) 集合住宅地	
		a) 沿道利用地	
	③地域経済の活性化につながる魅力と活力ある市街地の形成	a) 住工共存地	
		b) 流通業務・工業地	
		c) 商業地	
		d) 複合型商業地	
		e) 近隣商業地	
2) 自然環境と調和したまちづくりの推進	①緑を活かした土地利用の創造	f) 複合利用地	
		g) 生産緑地地区	
		a) 環境調整地区	

基本的な考え方

土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえるとともに、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上を視野において、定住性の高いゆとりある住宅地の形成と市内産業の発展に寄与する土地利用の実現をめざします。

また、ライフスタイルの多様化に対応し、誰もが安全で快適な生活を送ることができる、利便性の高い市街地を形成します。

このため、地区の特性に適合した地域地区の指定、地区計画制度や開発許可制度の運用、あるいは土地区画整理事業の導入などにより、きめ細かなまちづくりを進めます。

今後の人口減少や少子・高齢化に対応した、将来にわたって安全で快適なまちづくりを持続するため、コンパクトで利便性の高い市街地の形成に向けて検討を行います。

住宅市街地については、緑豊かな住環境の保全・創造と、道路、公園、下水道などが充実した質の高い住宅地の形成を図ります。

農地は、農業生産に加え、防災空間、憩いの空間などの機能を持つ貴重な緑の空間として農地所有者の意向等を踏まえながらその保全を図ります。

方針1 計画的で多様な機能を備えた市街地の形成

交通条件や都市基盤条件など地域の特性に応じた住宅、商業、業務、流通、工業などの都市機能の配置・誘導と、安全な生活環境づくりを目指します。

1) 現況・課題

- ・都市基盤整備が行われた市街地は、良好な市街地環境の維持、保全を図りつつ、様々な世代が暮らしやすい市街地形成を図る必要があります。
- ・都市基盤が未整備の既成市街地については、地区の特性にあった防災性の高い市街地形成を図る必要があります。
- ・将来都市構造において拠点に位置付けられた地域は、それぞれの特性に適合した都市機能の誘導を図る必要があります。

2) 具体的な方針

① 良好な住宅市街地の形成

a) 専用住宅地

a) - 1 低層住宅地

- ・高密度化や建物用途の混在を抑制し、戸建て住宅を中心とした住宅地の形成を図ります。
- ・既成市街地では、道路や公園、下水道などの整備を推進しながら安全・安心に生活できる居住環境の向上を図ります。
- ・都市基盤整備が完了した住宅地は、現在の良好な住環境を維持しつつ、さらに魅力を高めます。
- ・誰もがいきいきと暮らせる環境を実現するため、徒歩圏にある幹線道路の沿道に、日常的な購買活動や医療・福祉サービス等が享受できるような土地利用を検討します。

a) - 2 中低層住宅地

- ・日影などの居住環境や防災面に配慮し、戸建て住宅やマンションを中心とした良好な住宅と一定規模までの店舗など必要な利便施設が立地する住宅地の形成を図ります。
- ・既成市街地では、道路や公園、下水道などの整備を推進しながら安全・安心に生活できる居住環境の向上を図ります。
- ・都市基盤整備が完了した住宅地は、現在の良好な住環境を維持しつつ、さらに魅力を高めます。

b) 一般住宅地

- ・多様な住宅需要に応え、生活利便性を向上させるための店舗などが立地する住宅地の形成を図ります。
- ・既成市街地では、道路や公園、下水道などの整備を推進しながら安全・安心に生活できる居住環境の向上を図ります。
- ・鉄道駅周辺は、様々な世代の市民が共存する利便性の高い住宅地の形成をめざし、都市型住宅などの集合住宅の立地を誘導します。
- ・都市基盤が整備される住宅地は、良好な住環境づくりに向けた適切な誘導を図ります。また、都市基盤整備が完了した住宅地は、現在の良好な環境を維持しつつ、さらに魅力を高めます。

c) 集合住宅地

- ・ゆとりある街区構成と緑豊かな住環境を活かし、商業施設や公共公益施設などの生活利便施設が整ったさまざまな世代の市民が共存する質の高い住宅地の形成を図ります。
- ・みさと団地や、早稲田団地等の大規模住宅団地では、老朽化に対する検討が必要となっています。(記述内容についてUR都市機構と調整中)

② 幹線道路沿道にふさわしい市街地の形成

a) 沿道利用地

- ・都市基盤整備がなされ、高い交通結節機能をもった沿道市街地は、自動車交通の利便性を活かした、中層の商業施設など沿道サービス施設の立地を誘導します。
- ・沿道施設における駐車場の確保や歩行者空間の充実と併せ、統一感とにぎわいのあるまち並みの形成を誘導します。
- ・幹線道路の沿道地区は、周辺の都市基盤整備状況を考慮し、住宅地としての環境に配慮しながら、地区計画制度の活用により、近隣住民の利便性が向上する小・中規模の店舗の立地が可能な土地利用を検討します。

③ 地域経済の活性化につながる魅力と活力ある市街地の形成

a) 住工共存地

- ・良好な居住環境を確保しながら、本市においてこれまで培われてきた産業と調和した職住近接型の市街地の形成をめざします。
- ・土地利用の動向や既存工場の経営意向、産業構造の変化などに留意しながら住宅系・産業系土地利用のきめ細かなすみ分けを検討し、互いに共存できる市街地の形成に努めます。
- ・工場の低公害化や集約化、敷地内緑化などにより住環境と調和した工場立地環境を整えます。
- ・工場跡地や未利用地などでの開発行為においては、適正な敷地規模の確保や都市基盤の整備・誘導に努めます。

b) 流通業務・工業地

- ・三郷インターチェンジ周辺や新三郷ららシティ、三郷料金所スマートインターチェンジ周辺、三郷北部地区においては、広域交通の利便性を活かし、本市の経済の支えとなる流通業務・工業機能を中心とした土地利用の形成を図ります。
- ・既存市街地の工場移転・集約につながる、望ましい操業環境を備えた産業用地の創出を図ります。

c) 商業地

- ・三郷駅周辺や三郷中央駅周辺においては、鉄道とのアクセス性を活かした商業業務機能を集積し、歩行空間やバス路線網などの充実とあわせ、買い物を楽しむ回遊性の高い商業地の形成を図ります。
- ・土地や建物の一体的利用や土地の高度利用を誘導しながら、店舗や事務所、都市型住宅などの立地を促進し、にぎわいと魅力をつくり出すまち並みの形成を図ります。

d) 複合型商業地

- ・ピアラシティや新三郷ららシティにおいては、交通の利便性を活かした複合型商業施設が集積するなど広域の商圈を形成しており、今後も商業機能の維持を図ります。

e) 近隣商業地

- ・くらしに密着した商店街やスーパー等を主体とした近隣型商業地の形成を図ります。

f) 複合利用地

- ・新三郷駅周辺や三郷南インターチェンジ周辺においては、市民生活の多様なニーズに対応した産業・生活機能の形成を図ります。
- ・JR 武蔵野線や東京外かく環状道路（高速部：東京外環自動車道、一般部：国道 298 号）などの広域交通ネットワークを活かし、魅力と活力ある新たな土地利用の誘導を図ります。
- ・産業振興地区においては、周辺の農地や住環境との調和、都市基盤整備状況や周辺住民との調整状況を勘案し、流通、業務、工業、農業など立地条件にふさわしい、物流施設を始めとする工業機能、道の駅やターミナルなどの交通機能、都市型農業の振興を図る農業生産機能など、産業の活性化に資する土地利用の誘導を図ります。

g) 生産緑地地区

- ・市街化区域内の生産緑地地区に指定された農地は、指定から 30 年を経過する前に「特定生産緑地」に指定することで農地を保全することができます。
- ・今後は所有者等との協議を進めながら土地利用の方向を定めるとともに、都市農地の保全による緑の維持につながる対策を講じます。

方針2 自然環境と調和したまちづくりの推進

農地の多様な機能の保全を図るとともに、幹線道路整備などに伴う市街化圧力の高まりなどの環境変化についても、周辺環境との調和が図られるよう、良好なまちづくりを推進します。

1) 現況・課題

- ・ 農業の担い手の減少や高齢化、農地の減少など農業環境の厳しさが深刻化する一方、資材置き場など景観を阻害する土地利用が進んでいます。
- ・ 景観、防災、環境保全、地産地消など都市における農業・農地が果たしている多様な役割が見直されてきています。
- ・ 将来に向けて三郷市における農業と農地の位置づけを明確化する必要があります。
- ・ 幹線道路の整備などによる沿道地区の新たな土地利用の転換に対し、良好な景観や自然環境を維持・保全する必要があります。

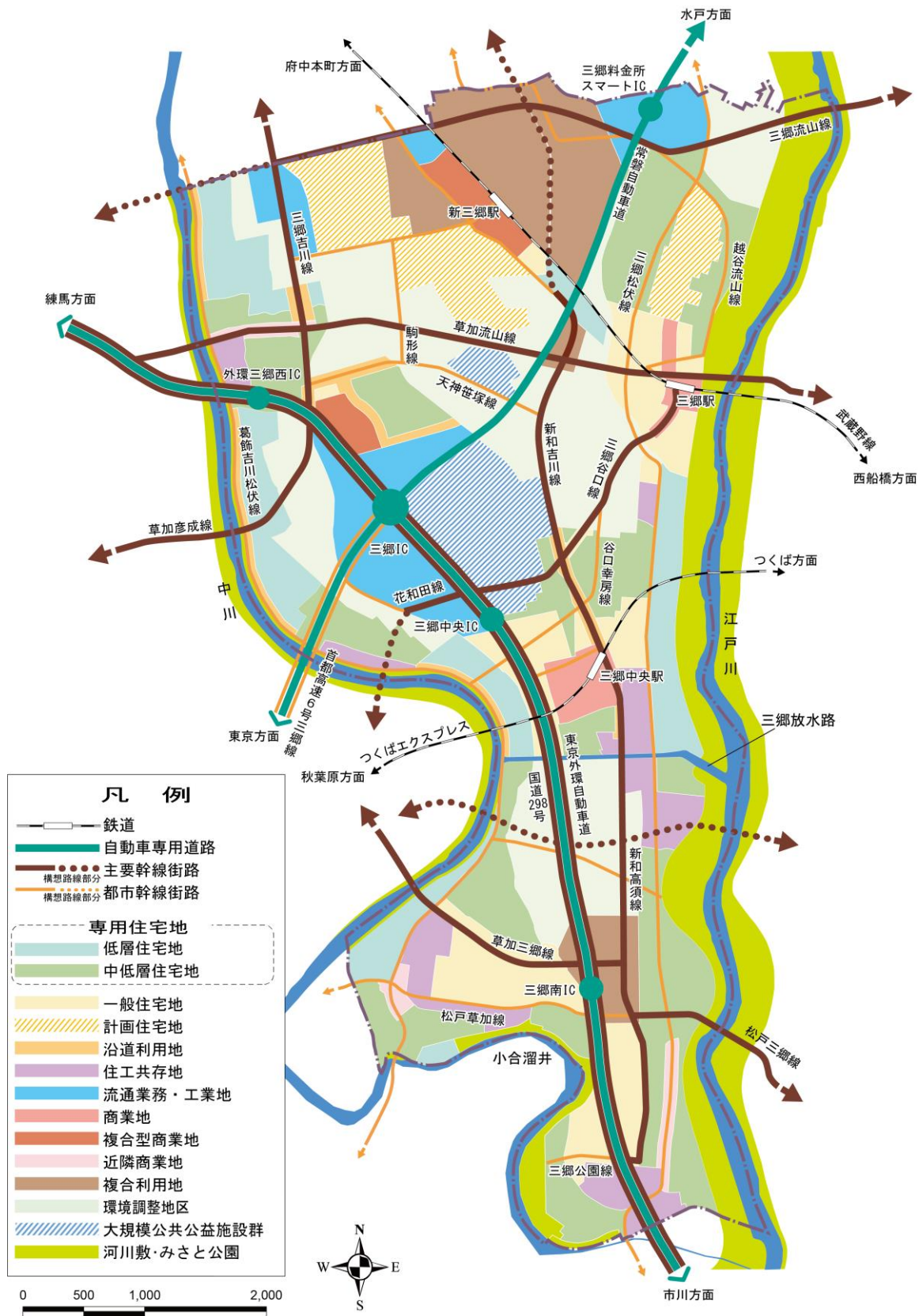
2) 具体的な方針

① 緑を活かした土地利用の創造

a) 環境調整地区

- ・ 農地については、都市型農業を積極的に推進しながら、農地の保全を図るとともに、市民のための緑地空間や憩いの空間、潤いのある景観形成、保水や避難場所としての防災機能、地球温暖化防止への寄与など、多様な機能に着目した有効活用に努め、将来においても自然環境と生活環境が調和した土地利用の確保を図ります。
- ・ 都市基盤整備事業の進行に伴う農地面積の減少、農業経営者の高齢化、担い手不足に伴う農業者の減少、市場価格の下落に伴う農業所得の減少など、農業を取り巻く環境の厳しさを踏まえ、農業担当部局と連携を図りながら農産物の高品質化・高付加価値化、6次産業化の推進、農業経営の多角化支援など、持続できる農業経営の実現を目指します。
- ・ 農地から資材置き場などの土地利用に転換し、景観上や周辺の農地に悪影響を与えている個所も見られることから、周辺環境との調和や営農環境の維持・保全に向けた検討を行います。

【土地利用の方針図】



(2) 道路交通体系整備の方針

道路交通体系整備の方針	
1) 道路体系の確立	①自動車専用道路の整備
	②幹線道路の整備・計画検討
	③生活道路の整備・改善
	④安全・安心な道づくり
2) 安全・快適な歩行空間の形成	①ユニバーサルデザインの考え方に配慮した歩行空間づくり
	②河川・用水路沿いの歩行空間づくり
	③身近な小水路などを活用した歩行空間づくり
	④商店街での買い物空間づくり
	⑤安全な歩行空間づくり
3) 交通体系の確立	①鉄道利便性の向上
	②バス交通の確保
	③自転車活用の推進
	④水上交通の検討
	⑤MaaSをはじめとする新たな交通システムの検討
4) 魅力ある美しい道づくり	①魅力ある道づくり
	②道路環境の美化
	③歩きたくなる道づくり

基本的な考え方

市民の日常生活や生産、流通などの産業活動を支え、防災、救急などの活動を円滑に行う基盤である“安全・快適な道路・交通環境の整備”は、社会基盤整備の根幹として必要不可欠です。

本市は三郷ジャンクションを中心に、首都高速6号三郷線や常磐自動車道、東京外環自動車道など、東京都心部へのアクセスと共に、関東・東北・上越地方への高速道路網を中心とした広域道路アクセスに恵まれています。

また、武蔵野線が東京駅に乗り入れ、つくばエクスプレスが東京都心部へと直結しており、鉄道利便性が高い状況といえます。

一方、自動車交通量の増加に伴い江戸川・中川の渡河部や周辺都市を結ぶ県道などの幹線道路にみられる交通渋滞の発生、生活道路の整備の遅れなどの課題を抱えています。

さらに、道路整備には長い期間と多額の財政負担を要します。

これらの課題を解決するため、広域的な道路整備と連携をとりながら、幹線道路をはじめとした道路の体系的な整備を進めるとともに、バス交通をはじめとした公共交通機関の確保や自転車交通との連携による交通手段の転換を図る必要があります。

交通分野においてICT、自動運転等の新たな技術開発などが進展するとともに、様々な移動を一つのサービスとして捉えるMaaS（Mobility as a Service）の概念の登場など、交通分野の様々な課題を解決する可能性のある取組の検討が民間主導で進みつつあります。

今後の着実な道路・交通環境の整備に向けて、交通需要や投資効果を踏まえ、防災やユニバーサルデザイン、景観などの視点をとり入れながら、『人にやさしく利便性の高い道路・交通環境の整備』をめざします。

方針 1 道路体系の確立

広域的な都市間交通や通過交通を処理する主要幹線街路や地域に密着した生活道路など、沿道環境に配慮しながらそれぞれの道路の役割に応じた道路体系の確立と道路のネットワーク化を目指します。

- ◇自動車専用道路——都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
- ◇主要幹線街路——都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の枢要な地域間相互の交通を集約して処理する道路
- ◇都市幹線街路——都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路
- ◇補助幹線街路——主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において、当該区域の発生又は集中する交通を集約し適正に処理する道路
- ◇生活道路——上記分類以外の日常生活に密着した道路

1) 現況・課題

- ・東京外環自動車道は、平成 30 年に三郷南インターチェンジ～高谷ジャンクションが開通し、湾岸道路と接続することとなりました。
- ・常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジは、水戸方面への入口と水戸方面からの出口のハーフインターチェンジとして平成 21 年 4 月から本格運用されており、令和 2 年 4 月からは、大型車を含めた全車種対応で運用されており、今後フルインター化による機能の強化が望まれます。
- ・幹線道路は、国県道や都市計画道路の整備を進めていますが、慢性的な交通渋滞箇所が多数あることや大型車と一般車の混在など体系化が不十分な状況にあります。周辺都市へのアクセスの強化、市内交通の円滑化を図るため、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路についてそれぞれの役割に応じて、体系的な道路ネットワークを形成していくため、都市計画道路の整備促進や新規路線の都市計画決定を行うとともに、歩道整備や右折帯の設置など安全で円滑な交通環境整備を進める必要があります。
- ・生活道路については、狭隘道路地区が多く、安全な歩行空間の確保が不十分な地域があることなどから、交通安全施設整備などによる安全で快適な歩行空間整備を図る必要があります。

2) 具体的な方針

① 自動車専用道路の整備

- ・常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジについて、アクセス道路の整備を進め、東京方面への入口と東京方面からの出口を整備したフルインター化の促進を図ります。

② 幹線道路の整備・計画検討

- ・広域的な道路ネットワークの形成を図るため、都市計画道路の見直しや新規の都市計画決定を検討します。
- ・国道 298 号は、周辺都市との連絡機能の向上を図るとともに、防災面での主要な軸として避難路・輸送道路・延焼遮断帯としての活用を図ります。
- ・渡河部の渋滞緩和や周辺都市との連絡を強化するため、三郷流山線の整備を促進します。また、三郷流山線の三郷吉川線以西への延伸を検討します。
- ・拠点相互の連絡を強化するため、新和吉川線、新和高須線、草加三郷線の整備を推進します。
- ・未整備の都市計画道路は、円滑な交通処理の実現に向けて整備の検討を推進します。また、長期にわたり未整備となる場合は、道路線形・幅員の見直し、廃止等を見据えた検討を行います。

③ 生活道路の整備・改善

- ・地区の要所をつなぐ利用度の高い生活道路を中心に、歩車道の分離や交差点の整備・改善、街路灯やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進め、安全・快適な道づくりに努めます。
- ・狭あい道路については、地域の実情を踏まえながら、必要性、緊急性、整備効果などを勘案しながら、市民との協働によるまちづくりとして生活道路の拡幅、整備に努めます。
- ・歩行者や自転車、自動車それぞれの安全な通行を確保するため、グリーンベルトや道路標示等による安全な道路環境の確保や適切な道路の維持管理に努めます。

④ 安全・安心な道づくり

- ・道路及び道路施設の破損個所の早期発見と適切な維持修繕、道路施設の改良工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。

方針2 安全・快適な歩行空間の形成

高齢者や障がい者、子育て世代などすべての市民にとって、安全で快適な歩行空間の形成を図ります。

1) 現況・課題

- ・ユニバーサルデザインの考え方に配慮したきめ細かな視点による歩行空間づくりが必要です。
- ・河川や小水路、など三郷市固有の水辺空間を活かして、安全で快適な魅力ある歩行空間づくりが望まれます。
- ・商店街や学校周辺など身近な歩行環境について安全性はもとより快適で魅力ある歩行空間形成に向けてハード面ソフト面を合わせた総合的な対応を図る必要があります。

2) 具体的な方針

① ユニバーサルデザインの考え方に配慮した歩行空間づくり

- ・歩道やバス停周辺について、段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などバリアフリー化に努めます。
- ・歩車道の分離や歩道の有効幅員の確保、わかりやすい案内標識の設置など、高齢者や障がい者、子どもなど誰もが安心して歩ける、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した歩行空間づくりに努めます。

② 河川・用水路沿いの歩行空間づくり

- ・大場川や第二大場川、下第二大場川、二郷半用水などの水辺空間を活かして、緑道、自転車歩行者道路の整備を進め、快適な歩行空間づくりを進めます。

③ 身近な小水路などを活用した歩行空間づくり

- ・排水路の上部を利用して歩行空間を整備し、歩行者の安全性の向上を図ります。

④ 商店街での買い物空間づくり

- ・商店街など沿道に店舗が集積している路線については、魅力あるまち並の中で買い物が楽しくできる歩行空間づくりに努めます。

⑤ 安全な歩行空間づくり

- ・通学路は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h の交通規制を実施する

「ゾーン 30」について、関係機関との協議の下に指定を検討します。また、商店街などの、歩行者の安全確保を図る必要性が高い道路についても、自動車交通の規制・指導やその他の安全対策に努めます。

- ・通学路や緊急輸送道路においては、歩行者等の安全を確保するため、危険なブロック塀等の除却を推進します。

方針 3 交通体系の確立

全ての人が自由に移動できる環境づくりに向けて、公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」、「分かりやすい」公共交通サービスを目指します。

「地域が支え、育てる」持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指します。

1) 現況・課題

- ・本市は、首都圏の外郭環状線の役割を担っている武蔵野線に加え、東京都心部へ約 20 分で直結するつくばエクスプレスにより、鉄道の利便性が高い状況ですが、今後も、安全対策などのさらなる利便性の向上への対応が求められます。
- ・バス交通については、将来に渡って継続的かつ安定的に公共交通を維持・発展させ、まちづくりなどの地域戦略と一体となった公共交通の活性化、利用促進を図る必要があります。

2) 具体的な方針

① 鉄道利便性の向上

- ・つくばエクスプレスの東京駅延伸や輸送力増強の早期実現などを鉄道事業者に要望し、鉄道利便性の向上に努めます。
- ・駅や駅前広場は、高齢者や障がい者の方をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう可動式ホーム柵（ホームドア）設置の促進、ユニバーサルデザインに沿った施設の整備を進めます。

② バス交通の確保

- ・バス事業者と連携しながら三郷中央駅及び三郷駅、新三郷駅、ピアラシティを中心に、公共施設や医療機関、商業施設などへのアクセスに配慮した路線バスのさらなる利便性向上を図ります。
- ・ノンステップバスは導入率が 100%を達成したことから、今後は、環境に配慮した低公害型バスなどの普及を交通事業者に要請するなど、ユニバーサルデザインやグローバルな視点に立ったすべての人に優しいバス利用環境の充実を図ります。
- ・バス運転手の不足状況を踏まえて、バス事業者の運転手確保対応に対して、その支援を検討していきます。

③ 自転車活用の推進

- ・本市の特徴である平坦な地形を活かし、引き続き、サイクル&バスライドを促進するための駐輪場の整備や、自転車専用レーンの整備など、環境にやさしい自転車利用の促進のため環境を整備します。
- ・駅周辺の放置自転車を解消し、歩行者の円滑な通行や緊急時の救助活動を確保するため、民間による駐輪場建設費への補助などに努めます。

④ 水上交通の検討

- ・江戸川や中川を活用した水上交通システムの導入について、関係機関との協議・連携のもとに、本市の方向性を検討します。また、防災の観点から江戸川の緊急用船着場の利活用についても検討します。

⑤ M a a Sをはじめとする新たな交通システムの検討

- ・交通弱者の救済、交通渋滞の解消や環境問題への対応、省エネルギー型社会の形成など、さまざまな交通をめぐる課題に対して、自動運転車やM a a Sをはじめ、新たな交通システムの開発、研究が進められています。
- ・本市においても、社会実験などによる導入可能性調査など、本市に適合したシステム導入に向けて動向を注視しながら取り組みを進めます。

※M a a S : Mobility as a Service の略称で、「手元のスマートフォン等から検索～予約～支払を一度に行えるように改めて、ユーザーの利便性を大幅に高めたり、また移動の効率化により都市部での交通渋滞や環境問題、地方での交通弱者対策などの問題の解決に役立てようとする考え方の上に立っているサービス」とされています。

(総務省情報流通行政局HPより)

方針4 魅力ある美しい道づくり

三郷の特色を活かした、個性と魅力にあふれた美しい道路空間、歩行空間づくりを目指します。

1) 現況・課題

- ・道路の緑化や無電柱化、公園との連携など魅力ある道路空間づくりは十分ではありません。
- ・美しい道づくりに向けて、日常的な管理とともに市民意識の啓発などに取り組んでいく必要があります。

2) 具体的な方針

① 魅力ある道づくり

- ・花いっぱい運動や地域に合った街路樹の選定などによる沿道緑化の推進や、ポケットパークなどの憩いの場の整備、「道の駅」の設置を検討します。
- ・防災の観点から電線類の地中化についても検討します。
- ・成長した街路樹等が、歩行空間の圧迫や落葉など沿道地域に与える影響を配慮し、抑制するための間伐など、予防保全の管理を推進します。

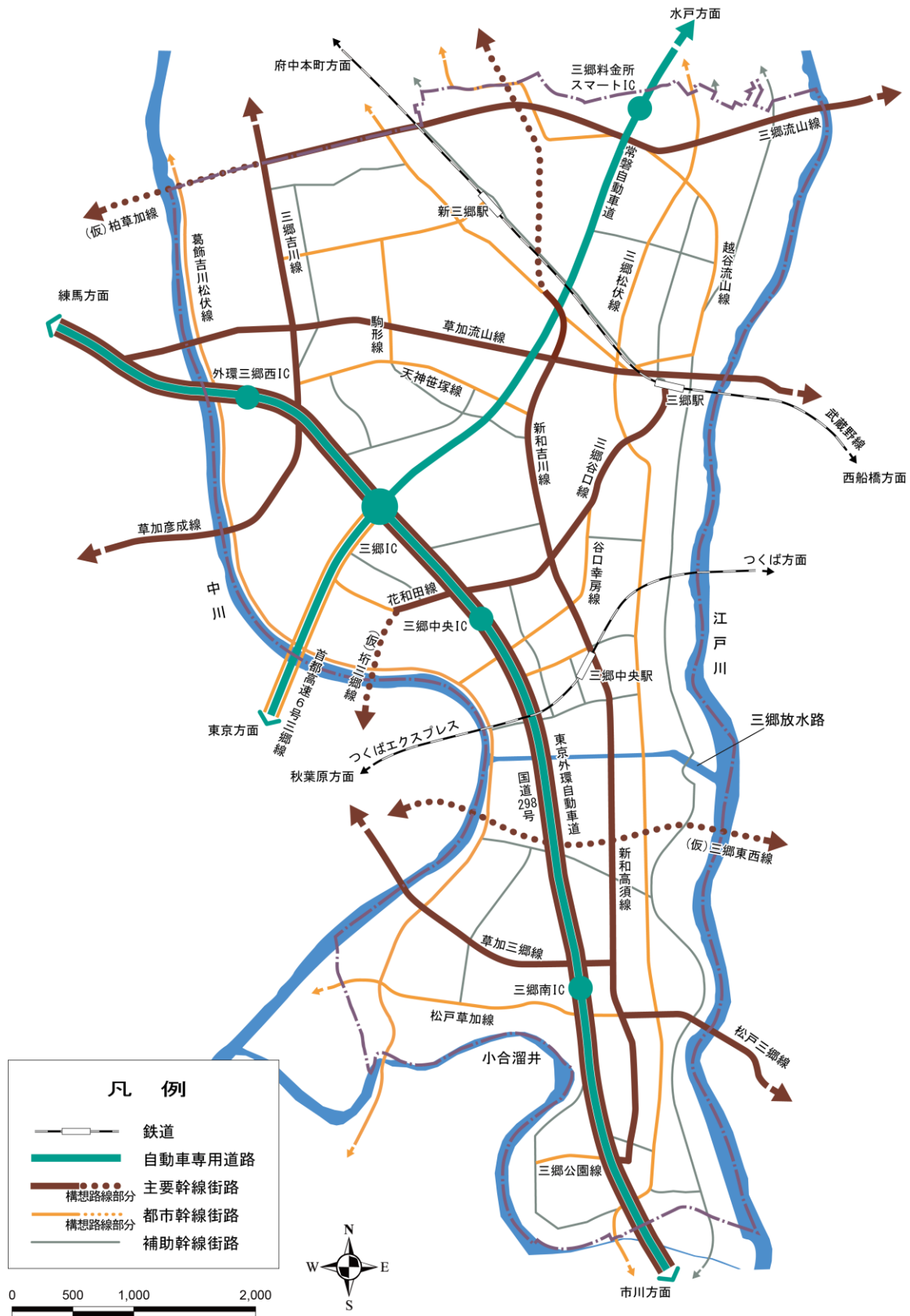
② 道路環境の美化

- ・関係機関との協力や広報などを通じ、ポイ捨ての防止や違法看板の撤去、道路美化運動の実施による道路環境の美化を進めます。

③ 歩きたくなる道づくり

- ・駅前において駅利用者だけでなく、広場や周辺を往来する多くの人が親しめる、駅前空間のにぎわい創出、快適性向上を検討します。

【道路交通体系整備の方針図】



(3) 社会基盤施設の整備方針

社会基盤施設の整備方針	
(1) 上水道の整備方針	①良質な水の安定供給
	②配水管等の老朽化対策の推進
(2) 下水道施設等の整備方針	①下水道の整備推進による生活環境の向上
	②下水道管等の耐震化・老朽化対策の推進
(3) 河川・水路の整備方針	①水害に強い河川・水路等の整備
	②河川・水路空間の有効活用
(4) 生活環境施設の整備方針	①廃棄物処理施設等の整備
	②その他の施設の維持管理

基本的な考え方

市民生活において基盤となるインフラ施設である水道及び下水道は、将来にわたって、市民がいつも通りに使える施設として、安全な施設運営と、持続的、安定的な経営による維持改善による、住みやすいまちづくりを目指します。

本市は江戸川をはじめ多くの河川・水路が流れていますが、適切な整備等により安全で安心な潤いある自然空間を目指します。

また、ごみ減量化・資源化の推進、安全的・効率的なごみ処理の運営など、生活環境に配慮したまちづくりを目指します。

方針 1 上水道の整備方針

将来にわたって、市民がいつも通りに使える安心安全な水道、災害時においても給水を止めず、市民と地域に寄り添って成長する水道を目指します。

1) 現況・課題

- ・平成 28 年に三郷市水道事業ビジョン並びに第 3 次三郷市水道事業基本計画を策定し、計画的な施設整備を行っています。
- ・現在の水源は、埼玉県営水道が約 8 割、深井戸からの地下水が約 2 割となっており、また配水管等は、総延長約 600 km で内 39.0% が耐震管となっています（令和元年度末）。
- ・今後、良質な水を安定供給していくために、浄配水場施設及び配水管路の耐震性の確保や長寿命化対策を行っていくことが課題となっています。

2) 具体的な方針

① 良質な水の安定供給

- ・安定した給水を行っていくため、浄水場・配水場の耐震性の確保を図ります。また、水源の確保から、埼玉県営水道と水需給について十分な連絡協議を行います。
- ・深井戸については、渇水時などにも一定の水量が確保できる水源として、維持管理を適切に行いその保全に努めます。

② 配水管等の老朽化対策の推進

- ・老朽管の耐震管への更新を計画的に行うとともに、河川や水路が多い本市の特性から橋梁に添架された露出管路については、適切な維持管理を行います。

方針2 下水道施設等の整備方針

快適な生活環境の実現を図るべく、三郷市環境基本計画を定め、生活排水の適切な処理に取り組んでおり、河川や水路など公共用水域の水質は、公共下水道や浄化槽など生活排水処理施設が適切に機能することで保全されます。下水道は市民の重要なライフラインであり、常に使用が可能となるように、安定した施設運営と、持続的で安定的な経営による維持改善を目指します。

浄化槽整備については、生活雑排水の処理が可能な合併浄化槽への転換を促進します。

1) 現況・課題

- ・本市における污水处理は、市街化区域の排水区域内は公共下水道事業として、それ以外の区域は浄化槽の処理により行われています。
- ・平成31年4月1日現在、公共下水道（污水）の普及率（処理区域内人口÷行政人口）は約83%、水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口）は約89%となっています。
- ・今後、事業認可区域内の整備を進めることや40年以上が経過した下水道施設を含め、施設の維持管理を適切に行うことが課題となっています。

2) 具体的な方針

① 下水道の整備推進による生活環境の向上

- ・公共下水道（污水）を計画的に整備することにより、河川・水路の水質汚濁を防止し、清潔で快適な生活環境の向上を図ります。
- ・既整備区域については、整備効果を高めるため水洗化のさらなる普及を図ります。

② 下水道管等の耐震化・老朽化対策の推進

- ・「整備拡張の時代」から「維持管理の時代」への変化を踏まえ、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管等の適切な維持管理を図ります。

方針3 河川・水路の整備方針

本市を流れる河川・水路は、日々の生活にゆとりと潤いを与え、自然の豊かさを感じさせてくれる一方で、災害発生の懸念もあることから、適切な整備等により安全で安心な自然空間を目指します。

1) 現況・課題

- ・三郷市は、江戸川と中川の一級河川に挟まれ、また、中川と江戸川を結ぶ三

郷放水路や大場川、第二大場川が流れ、さらに二郷半用水路などの水路が網目状に形成されています。

- ・このような河川水路網は、本市の景観の特徴となっており、またレクリエーションや水辺空間として環境に潤いを与えていますが、一方で大雨時には氾濫の危険性や内水による浸水被害の発生などが懸念されます。
- ・河川・水路については、治水対策による浸水被害の軽減を図るとともに、良好な自然空間の一つとしての有効活用を図っていくことが課題です。

2) 具体的な方針

① 水害に強い河川・水路等の整備

- ・下第二大場川の河川改修（護岸整備、河床掘削）、用排水路の整備・改修をすることにより、流下能力を拡大し浸水被害の軽減を図ります。
- ・管理用道路や転落防止柵、水路上部利用等を併せて整備することにより車両や歩行者における安全確保や生活環境の向上を図ります。
- ・農地を活用した保水機能の確保に努めます。

② 河川・水路空間の有効活用

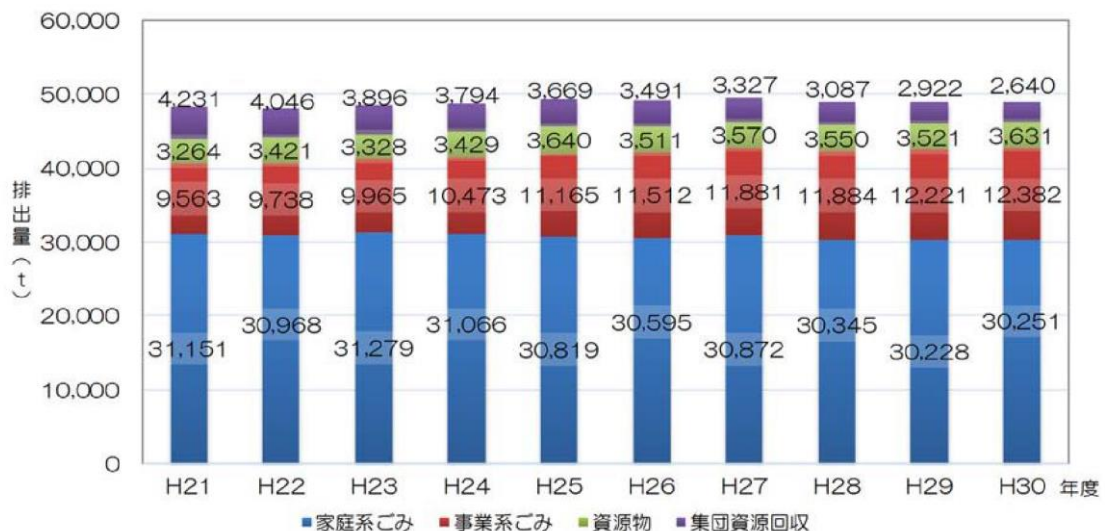
- ・江戸川、中川については、河川管理者との連携のもとに河川空間の有効活用等を図ります。
- ・大場川、第二大場川、二郷半用水については、遊歩道や親水空間の整備など市民に親しまれる貴重なオープンスペースとしての活用を図ります。

方針4 生活環境施設の整備方針

本市は、ごみ減量化・資源化の推進、安全的・効率的なごみ処理の運営、あわせて一般廃棄物処理場の更新と、河川の水質汚濁の防止や、生活環境に配慮したまちづくりを目指します。

1) 現況・課題

- 本市では、三郷市環境基本条例に基づき、「すべての市民が共に力を合わせ、行動することで私たちのまち三郷の良好で快適な環境を保全し、及び創造し、もって水と緑と出会いのまち三郷を実現するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していく」ため、第2次三郷市環境基本計画（後期計画）と三郷市一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物処理を実施しています。
- 本市の廃棄物は、以下の施設において処理が行われています。
 - ごみ焼却施設：東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設（越谷市）
 - 中間処理施設：三郷市一般廃棄物不燃物処理場（三郷市）
 - 資源化処理施設：東埼玉資源環境組合堆肥化施設（越谷市）
 - 最終処分施設：三郷市一般廃棄物最終処分場（三郷市）及び東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場（越谷市）
- 家庭系ごみについては、市民への啓発の効果もあり、人口の伸びに比べ、全体量は横ばいで推移していますが、市内への事業所の立地の増加に伴い事業系のごみは緩やかな増加傾向にあります。これらの適切な処理と再資源化により地球環境の保全を図るとともに排出ごみの減量・分別化に向けた取り組みを行うことが課題となっています。



2) 具体的な方針

① 廃棄物処理施設等の整備

- ・昭和 60 年から稼働している現在の三郷市一般廃棄物不燃物処理場は、老朽化が進んでいるため、三郷市内の家庭や事業所から発生する廃棄物の中で、不燃性一般廃棄物、粗大ごみ等の破碎、選別及び、資源化を行う（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場の整備に向け、計画策定や都市施設としての都市計画手続きを行います。
- ・三郷市一般廃棄物不燃物処理場では、現在も社会科見学や町会等団体見学を行っており、施設を更新する際には、より安全な見学ルートの確保や環境学習を行える啓発スペース、視聴覚教室などの整備を検討していきます。
- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進することにより、河川等への処理されていない生活雑排水の流入を防ぎ、適正に処理をした排水を実現して、河川の水質汚濁防止を図ります。

② その他の施設の維持管理

- ・都市施設として位置づけられている火葬場は、今後も適切な維持管理と必要に応じた施設の整備を行います。

(4) 防災・減災まちづくりの方針

防災・減災まちづくりの方針		
1) 震災に強いまちづくりの推進	①市街地の安全性の向上	a) 延焼遮断帯の確保
		b) 延焼遮断空間の確保
		c) 住環境の防災性の向上
		d) 都市基盤整備と合わせた不燃化の促進
		e) 避難路・緊急輸送路の整備
	②防災減災核の充実と拠点のネットワーク化による安全性の向上	
③安全な建築物・ライフラインの確保	a) 公共施設等の建築物の耐震・耐火性の向上	
	b) ライフライン施設の安全性の確保	
2) 風水害に強いまちづくりの推進	①河川の治水安全度の向上	a) 「流す」対策
		b) 「貯める」対策
		c) 「備える」対策
	②台風等の強風対策の推進	
3) 行政と市民が一体となった防災体制の推進	①防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化	a) 地域防災体制の育成・強化
		b) 災害時における地域での共助の推進
		c) 災害時の情報発信体制の確立
		d) 防災空間（オープンスペース）の確保
4) 災害を見据えたまちづくりへの取り組み		

基本的な考え方

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生は、我が国に広域かつ甚大な被害をもたらし、その後も平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月北海道胆振東部地震などの大地震が発生しました。

また、大雨や台風による大災害も頻発しており、令和元年 9 月には房総半島台風が、同年 10 月には東日本台風が相次いで上陸し、関東・東北地方を中心とした広範な地域に大きな災害をもたらしました。

一方、首都直下地震、南海トラフ巨大地震は、30 年以内の発生確率が 70%とされており、仮に発生した場合には多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。

このため、ハード、ソフト両面にわたる防災・減災対策を進め、これら巨大災害に対して万全の備えを図ることが不可欠となっています。

本市においても、こうした大震災や豪雨災害を教訓に、より一層の防災対策や迅速かつ的確な避難体制を強化し、「まちづくりの原点は安全と安心」を基本に、被害を最小限にするための施策を推進し、都市の安全性を段階的に引き上げていくことが重要です。

このため、「三郷市国土強靱化地域計画」、「三郷市地域防災計画」、「三郷市建築物耐震改修促進計画」と連携を図りながら、地域防災計画の基本理念である「市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現」にむけて、平時からの強靱なまちづくりを目指します。

また、大規模地震に備えた建物の耐震性の向上や不燃化の促進、避難場所としての防災空間（オープンスペース）の確保、避難路の整備、治水対策などのハード対策、情報連絡体制の確立や地域に根ざした自主防災組織の育成などのソフト対策を展開して「安全・安心のまちづくり」をめざします。

なお、被災した場合に早期に的確な復興まちづくり計画作成に着手するため、平時からどのような被害が発生しても対応できるよう、事前に計画の準備に取り組んでいくこととします。

方針1 震災に強いまちづくりの推進

大規模な地震が発生した場合において、被害を最小限に食い止め、生命の安全の確保を第一に考えた震災に強いまちづくりをめざします。

市街地の防災性能を高めるとともに、ソフト面を含めた震災への対応能力の向上をめざします。

1) 現況・課題

- ・住宅が密集している市街地では木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。
- ・市内全域が液状化する危険性が高く、上下水道や電気、ガスなどのライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。
- ・大規模な地震が発生した場合に備えて、戸建ての住宅の耐震化、火災が発生した場合の延焼防止、避難所、避難場所、避難路の確保、緊急輸送路の確保など総合的な都市の防災・減災機能の向上が必要です。

2) 具体的な方針

① 市街地の安全性の向上

a) 延焼遮断帯の確保

- ・火災が発生した場合、広範囲に火災が及ばない都市構造を目指し、延焼遮断効果を有する河川・水路と鉄道・道路網を組みあわせることにより、延焼遮断帯のネットワークを構成します。
- ・市街地における延焼遮断帯の周辺は、防火性能をもつ樹木の植樹・緑化推進などにより、延焼遮断帯の機能の充実に努めます。
- ・延焼遮断帯で囲まれた区域内では、「火をもらわず」、「火をださない」まちの形成に努めます。

b) 延焼遮断空間の確保

- ・まとまりある空地をもつ大規模な公共公益施設や学校、公園、集合住宅地、農地は、市街地大火の拡大防止効果や安全な避難を確保できる空間として保持・充実に努めます。
- ・地震発生による火災の延焼防止や避難者の安全性を向上するためのオープンスペースとして、農地や空地などの活用方策について検討します。

c) 住環境の防災性の向上

- ・既成市街地における住宅地などを“防災生活向上ゾーン”とし、避難路となる生活道路の整備・改善や避難場所等となる公園・緑地などオープンスペースの確保及び市街化区域全域の防火地域又は準防火地域の指定による延焼拡大防止、消防水利の整備などを通じて防災性の向上に努めます。

d) 都市基盤整備とあわせた不燃化の促進

- ・「都市基盤整備地区」や「都市基盤整備検討・候補地区」を“不燃化促進ゾ

ーン”として位置づけ、道路や公園などの整備効果を活かしながら、地区計画制度などの活用により、地区の安全性を高めます。

e) 避難路・緊急輸送路の整備

- ・東京外かく環状道路（高速部、一般部）の活用を図りながら、これに接続する幹線道路などの整備の促進により、広域避難場所などへの避難路や緊急物資の輸送道路の確保に努めます。
- ・避難場所に通じる道路は、道路の拡幅やすみ切りの確保、ブロック塀の生け垣化の促進などにより、円滑な避難と緊急車両の通行の確保に努めます。
- ・緊急輸送道路が寸断された場合の対策として、江戸川の浚渫工事と、緊急用船着場や防災坂路の整備によって水上交通による緊急輸送路の確保に努めます。
- ・地震ハザードマップを活用し、自宅やブロック塀等の倒壊危険度を住民や地域で確認してもらい、補助金を活用した自宅の耐震改修・危険なブロック塀等の除却を促進し、通学路や緊急輸送路道路の安全を図ります。

② 防災減災核の充実と拠点のネットワーク化による安全性の向上

- ・防災減災核として市役所本庁舎、三郷市消防・防災総合庁舎及び南部地域拠点（名称要調整）を位置づけ、災害に強いまちづくりを推進する拠点として、都市化の進展や人口などに対応した資機材の充実、非常電源設備の整備等を図ります。
- ・平常時においては、三郷市消防・防災総合庁舎を防災に関する訓練などの活動の場とし、予防対策を実施します。南部地域拠点については、防災資機材等の備蓄スペースの確保と防災について学ぶことが出来る施設の整備を推進します。
- ・防災中枢拠点として市役所本庁舎を位置づけ、災害時には災害対策本部として消防・防災活動、情報伝達、救援活動の中核的な機能を果たします。
- ・地区防災拠点として北部拠点（瑞沼市民センター）、中央拠点（防災センター）、南部拠点（前川中学校）を位置づけ、拠点間のネットワーク化や地区の応急対策の拠点、食料等の備蓄を図ります。
- ・県並びに周辺都市などとの広域的な協力体制の強化や技術力の向上、情報通信網の整備により、防災機能の強化を図ります。また、避難所間の情報ネットワーク化を検討します。

③ 安全な建築物・ライフラインの確保

a) 公共施設等の建築物の耐震・耐火性の向上

- ・市有建築物（多数の人が利用する建築物）については、耐震化率 99.2%（令和元年度末）まで上がってきており、早期に耐震改修を完了させます。
- ・住宅などその他の建物については、国の施策の活用や、県や関係団体との役割分担・連携のもとに耐震化の促進を図ります。主には住宅の耐震診断及び耐震改修の助成制度を活用し、地震に対する安全性の向上に関する啓

発、知識の普及を行います。

- ・ 民有建築物（多数の人が利用する建築物）については、県との連携を図りながら耐震化の促進に努めます。

b) ライフライン施設の安全性の確保

- ・ 上下水道管などの耐震化や老朽管の布設替え、主要な橋梁・高架橋の耐震性の向上など関係機関と連携を図りながら、安全性の向上とバックアップ機能の強化に努めます。
- ・ 上下水道の施設、設備や管などについては、それぞれ長寿命化計画やストックマネジメント計画等に則して耐震化や老朽施設、管路の更新を図ります。

方針2 風水害に強いまちづくりの推進

地域特性を考慮した治水対策を進め、水害に強いまちづくりをめざします。

1) 現況・課題

- ・ 都市化の進展による降雨時の河川流出量の増加に対して、河川の護岸整備や首都圏外郭放水路、調整池の整備、ポンプ場の適切な維持管理・長寿命化などの取り組みにより、総合治水対策は徐々に向上しています。
- ・ 近年の局地的な集中豪雨の頻度が増加傾向にあり、市内の河川や排水路の排水能力が一時的に不足し、これまで以上に内水はん濫による被害が想定されています。
- ・ 地盤が低く浸水しやすい箇所や農繁期には用水の影響も受け、河川や排水路の水位が高い状態などにより、内水はん濫を引き起こす危険があり、その解消に努める必要があります。
- ・ 首都圏、関東地方に上陸する台風が増加する傾向にあり、想定を超えた強風に対する備えも必要となっています。
- ・ 総合的な治水対策（「流す」、「貯める」、「備える」）、暴風対策を進め、風水害に強いまちづくりが必要です。

2) 具体的な方針

① 河川の治水安全度の向上

a) 「流す」対策

- ・ 国管理の江戸川、中川、県管理の大場川、第二大場川については、整備・改修の推進を国などの関係機関に働きかけます。市管理の準用河川については、引き続き整備・改修に努めます。
- ・ 用排水路については、引き続き整備・改修に努めます。
- ・ 河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。

- ・治水対策の検討に取り組み、排水施設（下水道、水路など）の計画的な整備・改修に努めます。

b)「貯める」対策

- ・雨水の流出による河川への負担を軽減するため、「中川・綾瀬川流域における総合治水対策」に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留施設や調整池などの整備、また市民及び事業者に雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

c)「備える」対策

- ・水害ハザードマップの普及を図り、市民の「自助」、「共助」による水防災への意識の向上に努めます。

② 台風等の強風対策の推進

- ・街路樹の倒木や信号機等道路附帯設備について強風対策を図ります。
- ・電柱やアンテナ、屋外広告物、看板等については、管理者に強風対策や落下防止の注意喚起を行います。

方針3 行政と市民が一体となった防災体制の推進

防災・減災に向けて「自助」、「公助」、「共助」の理念に基づく防災体制の確立をめざします

1) 現況・課題

- ・地震・水害ハザードマップの作成、配布など、災害や防災に関する情報提供は進んでいますが、これを効果的に活用することを始め市民の防災意識を高めていく必要があります。
- ・災害情報等を取得するツールが増えている一方で、災害発生が予測される場合に避難行動を開始する判断の目安がどのように伝達されるのか、不安視する住民が多くなっています。
- ・大規模な地震が発生した場合の屋外の安全な場所への避難や復旧・復興に向けての災害応急対策の前線基地、緊急物資の集積場所等に必要となる空間（オープンスペース）の確保が必要となっています。

2) 具体的な方針

① 防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化

a) 地域防災体制の育成・強化

- ・地震・水害ハザードマップの市民への浸透を図り、災害への認識と対処法

について意識を高めます。また、防災教育・講習・訓練などを通じて、市民への防災知識の普及と意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の活動を支援します。

- ・災害ボランティアの育成や専門的な知識を持った市民（アマチュア無線、多言語通訳・手話・点字通訳者等）との連携を図りボランティア団体のネットワーク化の実現に努めます。
- ・災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保についての整備に努めます。
- ・民間等の事業所については、災害時にあっても継続的に事業を続けていく必要があることから、各事業所の特性（業態、規模、体制など）を踏まえた事業継続計画（BCP）作成の促進、支援を行います。

b）災害時における地域での共助の推進

- ・災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、平常時から町会等の避難支援等関係者に提供しその活用を促すことで、地域の中でお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築き、互いに助け合い支え合う仕組みづくりの推進を図ります。
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成と計画に基づく避難訓練の実施の支援・指導等を通じて、災害時において逃げ遅れが発生することのないように、社会福祉施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

c）災害時の情報発信体制の確立

- ・様々なメディアを通じて発信される各種災害情報の種類、その入手方法、避難行動との関係性など、ハザードマップ等を通じて分かりやすく紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。
- ・情報の受け手側の状況に応じて差異が出ないように、防災行政無線をはじめとした災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段の多重化・多様化を図り、迅速な避難行動につながるよう努めます。

d）防災空間（オープンスペース）の確保

- ・新しく整備される予定の公共施設の敷地内にまとまった形のオープンスペースの確保に努めます。
- ・市内の大規模集客施設や大型物流施設などの民間施設が保有している敷地などを防災空間（オープンスペース）として活用できるよう協定の締結を通じて協力を呼び掛けていきます。

方針4 災害を見据えたまちづくりへの取り組み

大規模災害が生じた場合に必要な復興計画の策定を速やかに行えるよう、平時において復興まちづくりの事前準備の策定をめざします。

1) 現況・課題

- ・国では、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月 21 日公布）第 10 条において、市町村は特定大規模災害を受けた地域において、復興計画を作成することとされています。
- ・三郷市地域防災計画では、市街地復興計画を含む災害復興計画を策定するとし、大規模災害により市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに対策を講じる必要があるため、発災後に復興方針の決定と復興計画の策定が速やかに行えるよう、手続き等の事前準備に努めるとしています。

2) 具体的な方針

① 災害を見据えたまちづくりへの取り組み

- ・大規模災害時において三郷市における復興まちづくりを円滑に行うため、大規模災害を見据えた事前準備に取り組むこととします。
- ・事前準備においては、以下の項目について検討を行います。
 - ①復興まちづくりの目標
 - ②復興まちづくりの実施手法
 - ③復興まちづくりの進め方
- ・事前準備の総合的な計画として、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を定めます。

【防災・減災まちづくりの方針図】



(5) みどり・景観まちづくりの方針

みどり・景観まちづくりの方針	
1) 地域にふさわしい景観の形成	①駅景観拠点の形成
	②道路・鉄道による景観軸の形成
	③屋外広告物の規制・誘導
2) 水と緑の拠点・ネットワークの形成	①緑のレクリエーション拠点の形成
	②身近な緑の空間形成
	③水と緑のネットワークの形成
3) 緑がいきいきとしたまち並みの形成	①まとまりのある緑の保全・活用
	②公共施設・空間の緑化推進
	③市街地の緑化推進
4) 緑と景観のまちづくりを支える意識の高揚	①市民意識の高揚
	②緑のボランティア活動の推進
	③不用樹木再利用の推進

基本的な考え方

水辺や緑は、緑が持つ「都市における環境の維持・保全」、「生き物の生息地・生育地の確保・保全」、「レクリエーション・健康増進・交流の場の提供」、「防災」、「三郷らしい良好な景観の形成」など様々な機能を果たしています。

また、優れた景観をもつまちは、生活にうるおいを与え、まちのイメージを高め、また、昔ながらの歴史や地域文化との調和とあいまって、まちへの愛着や誇りを与えてくれます。

本市は、豊富な水や緑、優れた景観がまちの特色であることから、魅力あるこれらの優れた資源を市民が共同で守り、育み、次世代に引き継いでいく必要があります。

本市では、「三郷市緑の基本計画」と「三郷市景観計画」を策定し、これに沿って水と緑、優れた景観の保全と育成に取り組んでいます。

これを受けて、都市計画マスタープランにおいても、「三郷市緑の基本計画」及び「三郷市景観計画」と連携を図りながら、水と緑、優れた景観に囲まれたまちづくりを進めていくこととします。

方針１ 地域にふさわしい景観の形成

三郷中央駅周辺及び新三郷駅周辺を都市の玄関口とした良好な景観形成や、道路、鉄道の景観軸の形成をめざします。

１）現況・課題

- ・三郷中央駅周辺は、駅に接しにおどり公園や第二大場川の水辺、三郷中央におどりプラザが一体となったゆとりある都市景観が形成されました。
- ・新三郷駅周辺は、商業系施設や住居系、工業系施設の整備により、住民や事業者による良好な景観形成が進められており、市内各地域への波及効果が期待されます。

２）具体的な方針

① 駅景観拠点の形成

- ・市内３駅は、「駅景観拠点」に位置付けており、駅を中心とした賑わいや憩いの場づくりを目指し、市民に親しまれる良好な景観形成を図ります。
- ・三郷中央駅周辺は、今後とも、賑わいと良質な建築物による景観、豊かな水と緑による個性的な都市景観の充実を図ります。
- ・三郷駅及び新三郷駅周辺は、将来的な施設の更新等においても良好な景観形成の保持と充実を図ります。
- ・これらの駅景観拠点の形成については、景観計画による景観形成基準等の活用を図ります。

② 道路・鉄道による景観軸の形成

- ・市内の遠景として印象強い常磐自動車道や東京外かく環状道路等の高規格道路と、車や人の動線として市内をネットワークする主要道路や武蔵野線とつくばエクスプレスを「道路・鉄道景観軸」とし、周辺との調和に配慮した大規模構造物の景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成に努めます。
- ・主要道路においては、パブリックデザイン（ストリート・ファニチャー等のデザイン）に配慮した景観形成を図ります。

③ 屋外広告物の規制・誘導

- ・屋外広告物について、本市では「三郷市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、屋外広告物を出すことを禁止する地域、それ以外の地域や場所で許可を受けて屋外広告物を出す「許可地域」、許可地域内で良好な景観の形成を積極的に図る「特定地域」の3つの地域に区分して規制しています。
- ・このうち、特定地域は、「三郷市景観計画」において重点地区として定めている三郷中央駅地区と新三郷ららシティ地区とし、「駅景観拠点」でもあり本市の玄関口として良好な景観形成を図ります。

方針2 水と緑の拠点・ネットワークの形成

「三郷市緑の基本計画」では、緑のレクリエーション拠点の形成と、身近な緑の空間としての公園緑地の整備により、バランスのとれた公園緑地の配置と整備水準の向上と併せ、良好な景観形成をめざします。

河川や用水路の水辺空間と幹線道路などを結ぶ潤いある水と緑のネットワークの形成をめざします。

1) 現況・課題

- ・本市は江戸川と中川に挟まれ、河川や水路とその河川敷に囲まれた立地において自然堤防上に整備された公園緑地や、都市基盤整備による大規模な公園緑地などがあり、スポーツやレクリエーションの場として活用されています。
- ・中でも、江戸川運動公園をはじめとする江戸川河川敷、三郷緊急用船着場、県営みさと公園、三郷市陸上競技場公園、三郷スカイパーク、番匠免運動公園、におどり公園周辺、早稲田公園周辺は、本市の中心的な大規模な緑のレクリエーション地区であり、緑の拠点としての形成を進める必要があります。
- ・公園整備から長い年月を経た遊具等の公園施設が老朽化しており、市民の安全を確保するため、適切な維持管理が求められます。
- ・水と緑は、三郷市の自然的基盤をつくり、うるおいや安らぎを与える貴重なオープンスペースとなっており、より一層、水辺の保全を図るとともに、適

切な整備と維持管理によって、さらに魅力を高めることが求められています。

- ・二郷半用水緑道の三郷放水路以南の区域や中央地区について緑道の整備を行いましたが、二郷半用水緑道の未整備部分や、第二大場川の緑道整備を進める必要があります。
- ・あわせて、水辺環境の整備と維持管理により緑道の魅力を高める必要があります。

2) 具体的な方針

① 緑のレクリエーション拠点の形成

- ・江戸川運動公園をはじめとする江戸川河川敷は、野球やサッカー、ソフトボールなどのスポーツ活動、休息の場として多くの市民に親しまれており、運動施設の充実などを図ります。
- ・三郷緊急用船着場は、本市の水と緑を感じられる貴重な観光資源の一つとして有効に活用し、魅力ある空間形成や情報発信を図ります。
- ・みさと公園は、バードウォッチングやジョギング、ピクニック、子どもの遊び場など、安らぎや楽しみを提供する公園として市民に親しまれています。また、都立水元公園と橋で繋がっており相互利用が可能となっています。今後は、三郷公園線の道路整備によるアクセス性の向上やみさと公園二次区域の整備促進、都立水元公園との一体的な利用促進により、小合溜井(こあいだめい)の良好な景観と調和した魅力ある空間形成を図ります。
- ・埼玉県中川水循環センターの周辺は、下水処理場の上部空間を活用した三郷スカイパークと番匠免運動公園、三郷市陸上競技場公園が整備されており、防災機能などを兼ね備えた緑のレクリエーション拠点の空間形成を図ります。
- ・におどり公園は、三郷中央駅に隣接しており周辺の公共施設等のイベント実施などと連携し、レクリエーションの発信地としてより充実した空間となるよう、利活用の推進を図ります。
- ・早稲田公園は、プールやテニスコートなどを備えており、桜など多くの樹木に親しむイベントの開催などと併せて市民が集う場としてにぎわいの創出を図ります。
- ・公園等の緑のレクリエーション拠点は、健康を軸にした都市型ヘルスツーリズム（健康とスポーツや食、農業、医療、癒し、娯楽などの様々な分野における地域資源と結び付けた、市内の観光や交流）を体験できる場として活用し、「観光」や「地域活性化」の推進や、健康都市のブランド化を図ります。

② 身近な緑の空間形成

- ・バランスのとれた身近な公園緑地の配置に向けて、三郷中央地区、三郷インターA地区、三郷インター南部地区などの土地区画整理事業等による整備や、生産緑地地区などの活用、ちびっこ広場・わんぱく運動場などのオープンスペースの確保に努めます。
- ・誰もが利用しやすく親しまれる公園づくりとして、既設公園の改修やユニ

バーサルデザイン、防災機能の導入、プレイパーク化など利用形態や地域特性に配慮しながら整備・充実に努めます。

- ・調整（節）池は、治水対策としての役割を踏まえながら、レクリエーションやスポーツなどが楽しめる多目的公園や広場としての整備を図ります。
- ・学校を活用した身近な緑の空間づくりに努めます。
- ・ワークショップ手法の導入による公園の整備や、地域管理型の公園づくりなど、利用者が愛着を持てる公園づくりを進めます。
- ・既設の都市公園、その他の公園（運動公園、ちびっ子広場、わんぱく運動場、児童遊園等）については、施設の計画的な維持管理により長寿命化を図ります。

③ 水と緑のネットワークの形成

- ・河川や用水路等の水辺空間と道路の街路樹や緑道などの緑の空間を結ぶ潤いある水と緑のネットワークを形成します。
- ・都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとに統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩のある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワークを形成します。
- ・多くの生物が生息し、緑豊かで広大な水辺空間を有する江戸川や中川、小合溜井（こあいだめい）、三郷放水路は、沿川の魅力ある景観や公園などのスポーツ・レクリエーション施設を取り込みながら、緑化推進や河川環境の保全などを通じて、都市全体に潤いと安らぎをもたらす“水と緑の骨格軸”の形成を図ります。
- ・水と緑のネットワークの創出のため、幹線道路などの歩道や水辺空間と公園やスポーツ・レクリエーション施設などを結んだ緑の散策ルートを形成し、市民の健康増進を図ります。
- ・特に、二郷半用水緑道や第二大場川の水辺空間は、三郷らしさを象徴する水と緑のネットワークを形成する緑道等として整備を推進します。

方針3 緑がいきいきとしたまち並みの形成

まとまりある緑の保全・活用を図るとともに、新たな緑を創り出すことにより、市全体が四季の移ろいや潤いを感じさせる緑がいきいきとしたまち並みの形成をめざします。

1) 現況・課題

- ・保存樹木・保存樹林等の指定については、管理が困難になるなどから、指定の解除が増えています。
- ・河川は、二郷半用水や第二大場川など緑道整備を実施していきます。
- ・公共施設に年2回春夏用及び秋冬用の草花を提供し、施設内の花壇又はプラ

ンターに植栽しています。

- ・歩道整備に合わせた花壇整備を行い、また、水路整備と合わせ上部にプランターを設置するなど、基盤整備と合わせた花いっぱい運動を展開しています。
- ・屋上緑化や壁面緑化など多様な緑を確保するような先導的な役割を担うまでには至っていない現状です。
- ・開発行為などに対しては、三郷市みどりの条例や埼玉県ふるさとの緑を守り育てる条例などにに基づき、植栽地や平面緑地などの緑化確保を推進しています。
- ・民有地や公共施設など様々な空間において、それぞれの特色や機会に合わせて緑化の推進を図ることが必要です。
- ・屋上緑化や壁面緑化など多様な緑を確保するよう誘導していくことが必要です。

2) 具体的な方針

① まとまりのある緑の保全・活用

- ・歴史や文化にゆかりのある屋敷林や社寺林、樹形のすぐれた巨木など地域に親しまれている緑は、保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定を通じて保全し、季節の祭りや文化財などの歴史・文化的資源と調和したひとまとまりの特徴ある景観として地域の緑の空間の形成を図ります。
- ・まちの中でゆとりの空間としての機能をもつ農地は、都市型農業の充実とともに、市民農園、観光農園の場など多様な活用方を検討します。
- ・生産緑地地区については、市街化区域の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討するなど、有効に活用します。

② 公共施設・空間の緑化推進

- ・庁舎や文化・コミュニティ施設などの公共施設は、緑化を進めるうえで先導的な役割を担うとともに、国や県など大規模公共公益施設の緑化について関係機関に対し要請します。
- ・駅前広場や道路、河川、鉄道敷などの公共空間についても、それぞれの整備にあわせ、花をモチーフにした緑化や小空間を活用したポケットパークの整備などを通じて、潤いと親しみの感じられるまち並みの形成に努めます。
- ・市域の建築物については、敷地内の緑化を促進するとともに壁面や屋上の緑化など多様な緑の確保に向けて誘導を図ります。
- ・排水路の上部を利用した歩行空間の整備と併せ、緑化推進の場として活用を図ります。

③ 市街地の緑化推進

- ・緑の量的拡大や彩り豊かなまち並みの形成に向け、生け垣化や庭木、花壇、屋上・ベランダ・壁面緑化など建築物の用途や場所に応じた緑化を誘導し、住宅地・商業地・工業地など地域特性や環境条件に適した緑化を促進します。
- ・そのため、緑化指導の充実に努めるとともに、地区計画制度や緑地協定制などなどの活用により、地域ぐるみによる緑化を支援します。

方針4 緑と景観のまちづくりを支える意識の高揚

緑にふれあう機会の提供や緑化活動に対する支援、人材や団体の育成に努め緑のまちづくりを支え・活性化させるしくみづくりをめざします。

1) 現況・課題

- ・毎年、春と秋に市民に苗木や草花等の無料配布等を行う花いっぱい運動のほか、マイツリー事業など緑に親しむさまざまな事業やイベントに取り組んでいます。
- ・花いっぱい運動は、一定の定着を見ていますが、今後さらに市民一人ひとりに花と緑への関心を誘導していくことが課題です。
- ・緑化推進団体の参加者を増やすため、市民や団体、事業者への啓発や、研修の機会を設けるなどの検討を行います。

2) 具体的な方針

① 市民意識の高揚

- ・花いっぱい運動など本市の特色を活かした水辺や公園、緑にふれあうイベントを通じて、緑化推進に対する意識の高揚を幅広く市民に働きかけていきます。
- ・苗木や結婚記念樹の配布、花いっぱい運動写真展の充実など緑に関わるさまざまなPR活動を進めます。
- ・緑化相談の実施や維持管理の手引きの作成などを通じ、緑化に関する情報提供に努めます。
- ・緑化推進や環境教育など緑のまちづくりに貢献した市民や団体に対する表彰制度の創設を検討します。

② 緑のボランティア活動の推進

- ・花いっぱい運動や美化運動など緑のボランティア活動を育成・支援し、緑化の輪を広げるため、様々な情報提供に努めます。
- ・「三郷市みどりの基金」を活用した緑化活動を推進します。

③ 不用樹木再利用の推進

- ・みどりの広場を通じた樹木の受け入れや引き渡し、また、不要樹木の公共施設での再利用など緑のリサイクルシステムの構築に努めます。

※みどりの広場：樹木の有効利用を図るため、自宅の増・改築などで不用となった樹木を一時的な置場とする広場。

【みどり・景観まちづくりの方針図】



※ふるさとの森：ふるさとを感じさせる主要な屋敷林

（６）生活充実まちづくりの方針

生活充実まちづくりの方針	
１）すべての人にやさしいまちづくりの推進	①ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり
	②子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり
	③高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり
２）持続可能なまちづくりの展開	①環境に配慮したまちづくりの推進
３）定住性の高いまちづくりの推進	①住宅施策の充実
	②多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備
	③安全・快適な住環境のルールづくり
	④都市基盤整備事業と連携した住宅供給の促進
	⑤安全・安心な防犯のまちづくり
４）公共施設等を活用した魅力あるまちづくりの推進	①公共施設等の有効活用
	②レクリエーション核を活用したまちづくり

基本的な考え方

まちづくりにおいては、すべての人が住みやすく安心して暮らせるよう、道路・公園・建物などハード面と助け合い、心づかい、施設の運営などソフト面の両面からの取り組みが必要です。このため、人にやさしいまちづくりの実現に向けて、市民生活の場や局面における様々な障壁を取り除いていく取り組みを行います。

限りある地球資源、異常気象、貧困、格差など深刻化する様々な社会課題の解決に向けた取り組みのひとつとして、リサイクルの推進や省エネルギー型社会の構築など資源消費型社会から資源循環型社会への転換を図っていく必要があります。

このため、国連サミットで加盟 193 カ国の合意で採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」の中核を成す 17 のゴール（目標）とその下に設定される 169 のターゲットで構成される国際目標である SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）の視点からのまちづくりの取り組みを検討します。

共働き世帯の一般化、子育て世代における夫婦の協働、元気な高齢者の活動の活発化や障がい者の活躍の場の拡大、生涯学習に関する関心の高まりなど本市においても市民の生活スタイルは多様化が進み、市民の充実した生活を送るためのニーズにきめ細かく対応していくことはまちづくりの重要な要素です。

将来的な社会の発展を見据えながら、一方でこのような市民の生活をハード面、ソフト面から支えていくことにより、自らの住むまちに対して愛着と誇りを持ち、いきいきとした生活や活動が営まれる定住性の高いまちづくりを目指します。

文化、健康、コミュニティなどの市民活動の拠点となる公共施設について、持続的に質の高いサービスを提供していくために、それぞれの適切な維持・管理に努め、有効な活用を図ります。

方針 1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

すべての人にとって安全でわかりやすく生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや、子どもから高齢者までがいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

1) 現況・課題

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」に伴い、障がいのある人もない人と同等に生活し移動するなど、すべての人にとって使いやすいことを考慮したユニバーサルデザインという考え方が浸透してきています。
- ・社会情勢の変化に対応しつつ、誰もが暮らしやすく、社会参加しやすいユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進する必要があります。
- ・核家族化や地域とのつながりの希薄化等によって、子育て世代や高齢者、障がい者が孤立したり、居場所が無いなどの不安を抱えて生活するなど、子育て

て世代や高齢者、障がい者支援のニーズも多様化しています。

- ・子どもや子育て世代、高齢者や障がい者など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける、多様性の高い環境や地域づくりを目指す必要があります。

2) 具体的な方針

① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- ・市役所や健康福祉会館、文化会館、地区文化センター、老人福祉センターなどの公共施設については、すべての人が安全・快適に利用できるような施設の整備に努めます。また、多くの人が利用する病院や商業施設、金融機関などの建築物についても、用途や利用形態に応じ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するだれもが利用しやすい施設づくりを誘導します。
- ・公園・緑地・広場においては、誰もが安心して快適に楽しむことができるよう出入口や園路における段差解消などのバリアフリー化に努めるとともに、遊具、トイレなどの園内施設についても長寿命化計画に基づく維持管理、更新に努めます。
- ・歩道や交差点、駅前交通広場などにおいては、段差解消やゆとりある歩行空間の確保、視覚障がい者誘導ブロックの設置、歩車分離など、だれもが安全・快適に移動できるような道路環境の整備に努めます。また、歩行空間を有効に活用するため、違法看板や放置自転車への対応を強化します。
- ・鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすいものとするため、交通事業者と協力しながら、ホームドアの設置など安全性に配慮した駅施設整備や、バス停周辺の段差解消やわかりやすいサインシステムの導入、ノンステップバスの導入促進などに努めます。

② 子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり

- ・未来の担い手である子どもが、すこやかに育つ生活環境の形成に向け、道路・公園・景観・子育て支援など総合的な観点から、子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちをめざします。
- ・子どもの安全な生活環境の確保に向け、防犯ステーションと地域・学校等が連携し防犯パトロールを実施します。また自主防犯活動団体の増加を図るなど、防犯まちづくりの推進に努めます。
- ・子育て支援ステーション、子育て支援拠点施設や児童館等の子育て環境の充実に努めます。子どもの居場所づくりでは、放課後児童クラブや児童館等の運営の充実に図ります。また、民間の「子どもの居場所」に対して、開設や運営に関する相談体制を整備し、安定的な運営を支援します。

③ 高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり

- ・ 高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、手すりの設置や段差解消など一番身近な空間である住宅のバリアフリー化を支援し、安心・快適な住宅の整備に努めます。
- ・ 高齢者や障がい者に対する様々な支援体制の充実、地域交流・社会参加・就労支援などの取り組みの充実を図るとともに、老人福祉センター等の福祉施設の維持・管理など安心して利用できる環境整備を図ります。
- ・ 安心して生活できる地域の暮らしの実現に向けて地域の拠点（居場所）を整備・支援するとともに、地域に生活するすべての高齢者等を対象とした包括的支援体制の整備を推進します。
- ・ 老人福祉センター等の施設の維持管理、地域のサロン活動や設置支援等、安心して利用できる環境整備を図ります。

方針2 持続可能なまちづくりの展開

循環型社会の構築や自然エネルギーの活用などを通して持続可能なまちづくりの実現をめざします。

1) 現況・課題

- ・ 社会経済情勢の変化に伴い、様々な分野においてエネルギー消費量が増加しており、環境への負荷が高まっています。
- ・ 都市における人々の生活や様々な生産において、クリーンエネルギーの活用や資源のリサイクルを進めていく必要があります。
- ・ 本市においても国連サミットで合意・採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」(SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals) の視点からのまちづくりの取り組みを推進していく必要があります。

2) 具体的な方針

① 環境に配慮したまちづくりの推進

リサイクルの推進や省エネルギー型社会の構築など資源消費型社会から資源循環型社会への転換を図り、SDGs「持続可能な開発目標」に掲げられた目標に沿って次のような取り組みを行います。

(エネルギー・資源の有効活用)

- ・ 公共施設、工場や事務所、商店などの職場における環境負荷を少なくする自主的な取り組みや日頃からの市民生活の実践により、エネルギー消費削減と資源の有効活用を図ります。
- ・ 太陽光、風力発電、下水処理水が有する熱エネルギーなどのクリーンエネルギーを有効活用したまちづくりを推進します。

- ・新規の公共施設を建設するにあたっては、環境配慮型施設の整備を検討していきます。

(リサイクル社会の形成)

- ・公園等で発生する落葉のたい肥化などのリサイクルに努めます。
- ・ごみの分別や減量、再資源化を徹底し、市民・事業者の協力のもと資源を上手にリサイクルする社会の形成を図ります。
- ・広報を通じたごみ減量の呼びかけや大型不用品情報の提供、地域の集団資源回収、家庭用コンポスト容器の普及などリサイクル社会の形成に貢献する施策を推進します。

(再生品等の活用)

- ・市が実施する事業においては、グリーン購入法に基づく「三郷市グリーン購入ガイドライン」を平成 25 年に策定し、可能な限り環境にやさしい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から調達することとしています。
- ・道路や公園、公共施設等の整備においても、再生アスファルト等の再生品の活用を進め環境負荷の少ないまちづくりをめざします。

(低炭素・低公害型のまちづくり)

- ・事業者と連携しながら工場施設や設備などの改善を促すとともに、法令に基づく規制基準の遵守と周辺環境に配慮した生産活動への協力を求めています。
- ・エコカーの普及やアイドリングストップ運動の推進、不要不急の自動車利用抑制の呼びかけなどにより、自動車交通環境の改善に努めます。
- ・鉄道・バス事業者などと連携して公共交通機関の利用を推進し、環境負荷の少ないまちづくりをめざします。
- ・太陽光発電設備や省エネ家電の普及に努めます。
- ・平坦な地形や河川・水路沿いの空間を活かし、環境にやさしい自転車道路のネットワーク化を検討します。
- ・電気自動車急速充電スタンドを設置し、地球温暖化の原因となる CO2 の発生を抑えた低炭素まちづくりの推進を行います。

(循環型社会の形成)

- ・剪定枝・刈草については東埼玉資源環境組合による堆肥化が行われており、三郷市民が持ち込むことは可能であるものの、現在は燃えるごみで処理されていることが多いことから、これらの仮置き場を整備することで、堆肥化を推進します。

(環境に配慮した施設整備)

- ・市が保有する施設において、太陽光発電設備等、環境に配慮した自然エネルギーの活用を行います。また、災害時等の施設稼働のため、蓄電池等の設備も充実を図ります。

方針3 定住性の高いまちづくりの推進

多様なライフスタイルに対応した住まい、住環境の実現をめざします。

1) 現況・課題

- ・本市の住宅は、戸建て住宅や中高層マンション、近年建設されたものや築 30 年以上の老朽化したもの、賃貸住宅や分譲住宅などが見られますが、各住宅が抱える課題として、リフォームや住み替え、高齢者・障がい者の住宅バリアフリー化、防災対策などのほか、不動産市場の健全な育成など多岐にわたります。
- ・住環境についても、戸建て住宅が密集した市街地からマンション群や大規模団地までが分布しており、それぞれのライフスタイルに応じた公共公益施設に対する需要も異なっています。
- ・これらの課題に適切に対応した住宅施策、住環境整備施策が求められています。

2) 具体的な方針

① 住宅施策の充実

- ・本市の住宅は、建て方、建築年次、供給方式が異なり、各住宅が抱える課題も様々ですが、これらの課題を整理し、本市における住宅施策を総合的に展開していくために「住生活基本計画」の策定に取り組みます。
- ・人口減少や高齢化に伴い空き家の増加が予想されることから、空き家の適正管理や利活用に向けた情報発信や相談窓口の開設等により空き家の対策に取り組みます。

② 多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備

- ・多様なライフスタイルに対応した住まいづくりを進めることにより、多世代の居住者がバランスよく居住し、また空き家等への住み替えが容易な環境整備のため、空き家の相談窓口や情報発信を行うことで、空き家等の流通の促進を図ります。
- ・定住性の高い住宅地の供給を目的として、狭あいな敷地の増加に歯止めをかけ、ゆとりある敷地を確保することにより、市内に永く住み続けられ、また住んでよかったと思える環境を整えていきます。
- ・低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が、安心して賃貸住宅等に入居できる住宅セーフティネットの制度の活用について、情報提供や支援等を行います。
- ・長期優良住宅の普及により、適切なメンテナンスによって住宅の長寿命化をはかり、永く安全に住み続けられ、またライフスタイルの変化に合わせた住み替えもしやすくなることから、知識の普及および情報の提供に努めます。
- ・建物の老朽化が進む大規模住宅団地は、今後建替えや改修の検討が必要になります。建替えや改修にあたっては、道路や公園などの整備とともに少

子・超高齢社会のための保育所やデイサービスセンターなどの整備、多様な住宅の供給など、時代のニーズに合った一体的なまちづくりを関係機関などと連携を図りながら検討します。

- ・本市に居住する外国人が増加する中で、文化的背景が異なる人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、道路標識や、公共公益施設の案内、広報紙、防災マップ、観光案内などにおいても多言語化を推進し、誰もが住みやすい、安心して便利なまちづくりを推進します。

※多様なライフスタイルへの志向性

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・集合住宅志向 | ・戸建て住宅志向 |
| ・3世代同居・近居志向 | ・ペット共生住宅志向 |
| ・駅近接型中高層住宅志向 | ・職住近接型住宅志向 |
| ・テレワーク、リモートワーク志向 | |
| ・家庭菜園やガーデニングが楽しめる住宅志向 | |
| ・長期優良住宅志向 | ・リノベーション住宅志向 |
| ・共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）志向 | ・二地域居住志向 |

など

③ 安全・快適な住環境のルールづくり

- ・最低敷地規模や壁面位置のルール化、敷地内緑化など適切な水準の住環境を確保するため地区における住宅地のルールづくりを支援します。
- ・緑豊かな住環境づくりのため、植栽地、平面緑地だけでなく屋上緑化や壁面緑化などの多様な緑の確保に向けて、誘導を図ります。
- ・良好な都市環境の保全・形成、市民にやさしい魅力あるまちづくりの実現を図るため、「三郷市開発事業等の手続等に関する条例（平成23年1月施行）」を制定し、建築物等を建築する際の開発区域の規模に応じて「小規模開発事業」及び「開発事業」に区分し、①手続きの義務化、②最低敷地面積の制限、③小規模開発事業の設定など、手続きや協議基準を定めています。

④ 都市基盤整備事業と連携した住宅供給の促進

- ・良好な住環境を有する住宅を供給するために、土地区画整理事業などの効率的な展開を図ります。
- ・建設から40年以上が経過した大規模な住宅団地については、建物や設備の老朽化に対応していくため、その再生に向けて事業者と連携を図りながら取り組みを検討します。

⑤ 安全・安心な防犯のまちづくり

- ・市内3駅前への防犯カメラの設置や、地域と連携して防犯灯の設置を進めるなどの防犯に配慮した環境整備に努め、犯罪が発生しにくい、安心して暮らせるまちづくりの実現をめざします。

- ・地域における防犯力を高めるため、地域防犯活動拠点として防犯ステーションが中心となり、自主防犯組織の活動を支援し、地域防犯力の強化・充実に努めます。また、防犯パトロールや各種イベント時における犯罪抑止及び啓発活動により警察や関連団体、地域と連携した防犯活動の充実に努めます。

方針4 公共施設等を活用した魅力あるまちづくりの推進

市民の多様なニーズを踏まえた持続する公共施設サービスをめざします。

1) 現況・課題

- ・公共施設に対する市民の様々なニーズを踏まえて、施設の新設や拡充、廃止、縮小等、検討の必要があります。
- ・三郷市公共施設等総合管理計画等を策定して、施設の長寿命化を推進しています。
- ・既存施設の適切な維持管理を通して、市民が利用しやすく、コミュニティの活性化につながる公共施設サービスを持続的に提供していく必要があります。
- ・本市の特色となっている河川環境を活用した三郷市らしいレクリエーション環境の形成を進めることが望まれます。

2) 具体的な方針

① 公共施設等の有効活用

- ・市民のさまざまな学習・文化活動を支援するため、文化会館や地区文化センター、市民センター、世代交流館、公民館、図書館、体育館、保育所、老人福祉センター、児童館、子育て支援拠点施設などの各種公共施設の整備・改善や講座の充実、交流機会の拡大などを図ります。
- ・三郷市公共施設等総合管理計画及びこれに基づく個別の長寿命化計画を踏まえて、質が高く、また効率的な行政サービスが提供できるよう公共施設の維持・保全及び改修・更新等の取り組みを行います。
- ・市内の小中学校については、教育環境の充実とともに、地域の交流・生涯学習・スポーツ・防災活動などの場づくりとして活用方を検討します。
- ・関連団体と連携を図るなかで、空き家や空き店舗を地域住民の交流施設等、公共公益的な施設の活用などについて検討します。

② レクリエーション核を活用したまちづくり

- ・スポーツを通じた健康増進、観光やイベント等を活用したにぎわいの創出など、人が集う場所、情報を発信する場所として、江戸川緊急船着場や早稲田公園、三郷市陸上競技場公園、におどり公園、みさと公園を「レクリエーション核」に位置付け、「スポーツ・レクリエーションを通じたまちづくり、元気な地域づくり」をめざします。

【生活充実まちづくりの現況図】

